

第四節 後世の修理・改造

今回の修理に伴う調査により、後世の修理の経過が一部明らかとなった。その中には、これまで古文書等により知られていた事柄を確証付けるものもあったが、今までは知られていなかった事柄も確認することができた。中世までの修理の歴史は第一章で述べたので、この節では、江戸時代の元禄期以降の修理について記載すると共に、屋根瓦に関しての考察を行う。

第一項 元禄期の修理

元禄期の修理については、これまでも史料^(注一)や大正修理時に取られた瓦の拓本^(注二)によりその経過が知られていた。

修理は、元禄六年六月十五日に始め、七月十三日まで行われたようで、正倉を開封し、宝物は油倉へ移されたことがわかる。これに先立つ元禄三年九月一日付の見分差図が存在したようで^(注三)、この見分差図を以て奈良奉行所へ届出がなされ、同六年の開封・修理へと繋がる。

古文書の中には絵図もあったようで^(注四)、前述の史料と共に台輪先の銅板巻きや束柱の箍(胴輪)が、この時に付けられたことがわかる。箍については現状では二〇箇所、二三個で古文書の記載とは箇所数こそ違うが、数は現状と合致した(束柱一本に上下二個取り付けているものがあるため)。その他に取り付けた痕跡はない。束柱の箍は、一部に錆による崩壊が進んでいたため、今回の修理で新たな箍を補足している。現存の箍の中にはその形状の違いから元禄以降のものも含まれているようにも思われたが、束柱の風蝕の具合から見ても元禄修理によるものであろう。台輪先の銅板巻きは、二四箇所とやはり現状と記録で数は合致する。今回の修理では未解体のため詳細は不明である。な

お、隅木先の銅板巻きについても、台輪先のものとはよく似ているところから、やはり元禄期の修理によるものと考えられたが、今回未解体で史料にも記載がないので、詳しくはわからない。

また、現在桁行方向東面の台輪の下四箇所(指物)が入っているが、これもこの元禄期の修理で挿入されたことがわかる。中倉の西面にも二箇所挿入されているが、こちらは部材も新しく断面形状も材種も元禄期のそれとはまったく異なる。大正修理前の図面にはあることから、西面の部材は天保期から明治期の修理と思われるが、はっきりとはわからない。

今回の修理に伴う調査において、改めて元禄六年の瓦刻印を確認した。また、これまで鎌倉時代の軒平瓦の瓦当文様と考えられてきたものが、元禄期に復刻されていたことが明らかとなった。元禄期にも、現在のように文様を復刻するという考えがあったことは興味深い。ただし、瓦全体の形状は鎌倉時代の瓦には倣わず、瓦当の厚みや文様脇の縁の太さなどには近世瓦の傾向が現れていた。

なお、元禄期には杉本神社も修理されており、杉本神社が「三倉鎮守蔵王之社」と呼ばれていることが史料から確認できる^(注五)。



図222 軒平瓦の瓦当の比較
上が鎌倉時代、下が元禄期。

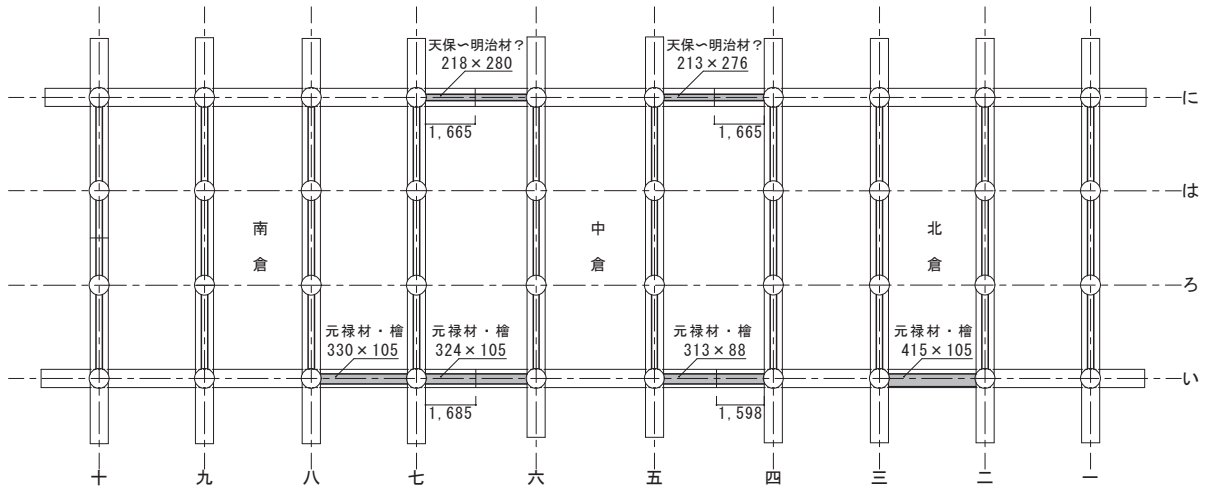


図223 後補の台輪下胴差の位置



元禄期の胴差（い六・い七間、東より見る）



胴差なし（い九・い十間、東より見る）



天保期から明治期の胴差（に六・に七間、西より見る）

図224 後補の台輪下胴差

第二項 天保期の修理

天保期の修理についても、元禄期の修理同様、史料及び大正修理時の瓦拓本によってその経過は知られていた。

天保期の修理については、天保四年に開封されたものの、実際の修理は天保六年まで実施されず、天保七年までかかって工事が行われた（注六）。今回の修理では天保六年の瓦刻印二種類が確認できた。

天保期の修理内容は、『南都東大寺正倉院御修葺鎮守社新造共仕様請切代銀請取帳』という文書にも詳しく記されていたようだが、現在原本の所蔵は不明である（注七）。

この文書によると、この工事での正倉の銀高は二五貫一五〇匁五分七厘、鎮守社の銀高一貫五三二匁三分四厘を加えて、総工費は二六貫六八二匁九分一厘とある。今回、杉本神社の修理中に発見された木片にも同じ年号と同じ大工名、さらに所用の銀高が記されていた（注八）。それには、天保七年二月十五日の日付で大工善助の名があり、銀高三六貫八五〇目とある。鎮守社は一貫七〇〇目とあり、およそ近い数字であるが、総工費には大きな開きがある。この文書の原本を確かめる必要を感じたところである。

また、中井家文書のなかにも天保期の修理記録が確認され、小屋組や校木の補修にまで及ぶその内容がわかる。中井家文書には、いくつかの修理が行われたことが数枚の絵図に分かれて記録されている。その修理内容は以下のようにあり、現状からその痕跡を追ってみた。

① 桔木の挿入

図29の断面図（注九）、図232の小屋伏図（注一〇）によって、桔木を挿入しようとしたことがわかる。図232には文字の書き込みで「止メ」となっている箇所もあることから、計画と実施が明記されているようである。この桔木の痕跡が、丸桁

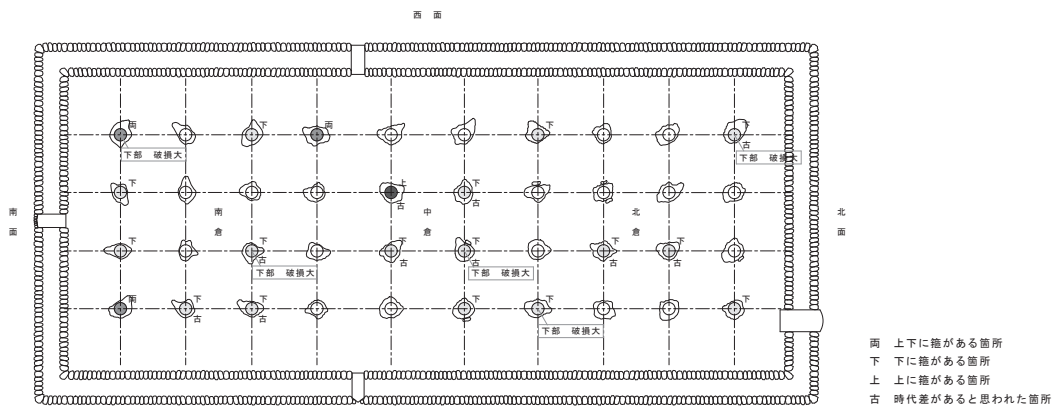


図225 東柱の箍の配置



図227 元禄期の箍の破損と追加した箍の状況



図226 元禄期の箍

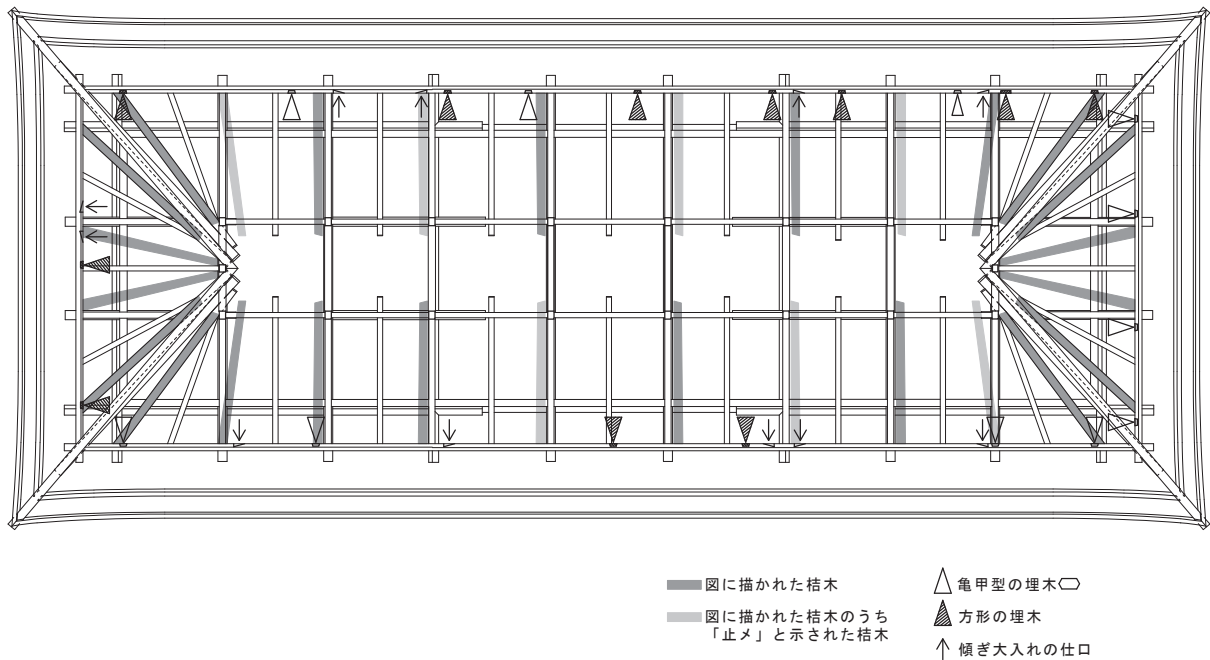


図228 枯木痕跡の位置と天保期絵図の枯木配置の比較

の小屋裏側に残っていた。丸桁に残る痕跡は、伏図通りの配置にはなっていないが、ほぼ本数が合う。今回の修理では丸桁は解体していないので、見えていない痕跡が存在する可能性もあり、実際に天保期には枯木が入られたものと思われる。大正修理前の図面に枯木らしいものが描かれているのも、天保期の枯木であると考えられる。枯木の痕跡位置と天保期の図の比較を図228に示す。

② 畦羽目（校木）の矧木・埋木

図233の図^(注二)には、校木を「畦羽目」と記し、校木に矧木や埋木がなされたことが書かれている。これは現在も随所にみられる。

③ 内部柱の取り替え

天保期には、台輪間の半間毎に内部柱があったことが図235からわかる。現在天保期の内部柱は、すべて大正修理によって取り替えあるいは撤去されているが、天保期の痕跡は校木の内側に埋木や釘跡として残されていた。

④ 棟桁類の取り替え

小屋伏図に母屋の取り替えが記載されている。また、矧木などを施したことが書かれており、束のうち破損の大きいものは古材を使って切り接いで用いたことが記されている。現在ではこの結果をたどることはできないが、現在の小屋材には中古転用と思われる材料もあることから、その中に天保期に取り替えられたものが含まれるものと考えられる。

⑤ 屋根瓦の葺き替え

図233には「本瓦葺、瓦足し、元の如く葺替える」とある。

瓦からは、天保六年の刻印が二種類見つかっており、この記録を裏付ける。瓦には「瓦工平城住人三島三郎兵衛富明」とある。

⑥ 台輪先銅板包みの補修

台輪先銅板包みは、史料から元禄期に付けられたものであることを前述したが、図233によると天保期には天端の足りない所を補ったと記されている。現状

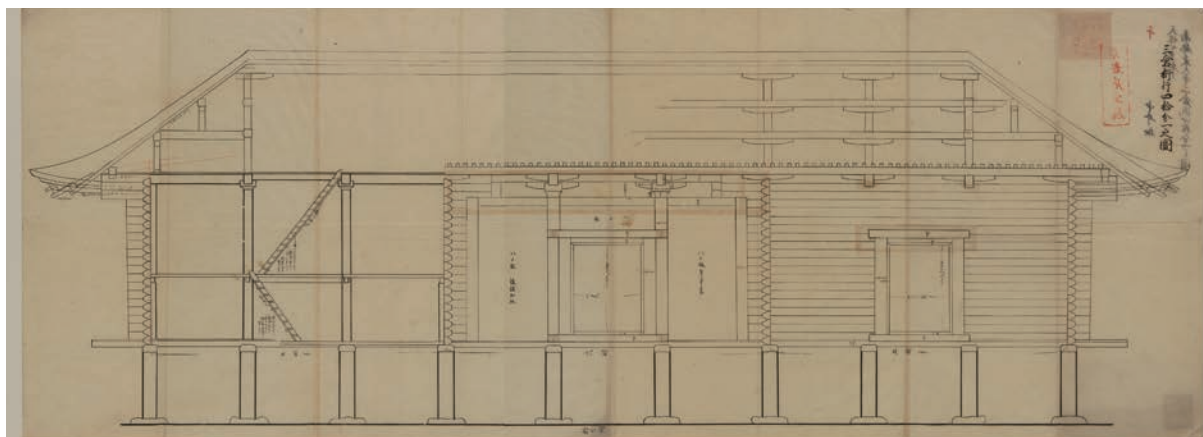


図229 『南都東大寺正倉院四拾分一之図』

京都府立総合資料館所蔵



図230 丸桁に残る天保桔木の痕跡

からはその差を確認することは難しく、止釘の頭には、鉾状のものと折釘状のもの二種類があることから、折釘状のものが天保期の補修とも考えられるが、今回は未解体なので詳細はわからない。

⑦ 鎮守社の新造

図233には、「鎮守社新造」とあり、杉本神社が天保期に新造されたとするが、これはいわゆる造替にあたり、現在の社殿がこのときのものと考えられる。

桁行六尺六寸、梁間正面三尺九寸と記されており、現状の建物の実測寸法（桁行六・六三尺、梁間四・〇五尺）とほぼ合致する。



図231 台輪鼻先銅板包み

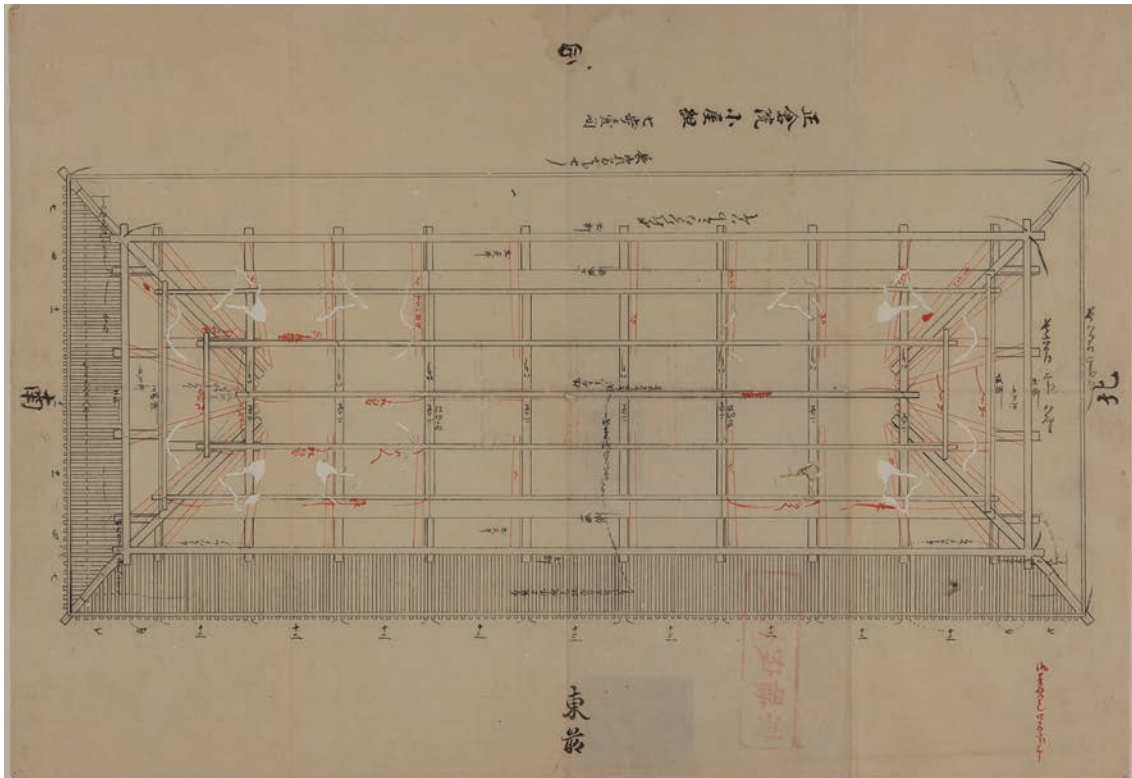


図232 『正倉院小屋組』

京都府立総合資料館所蔵

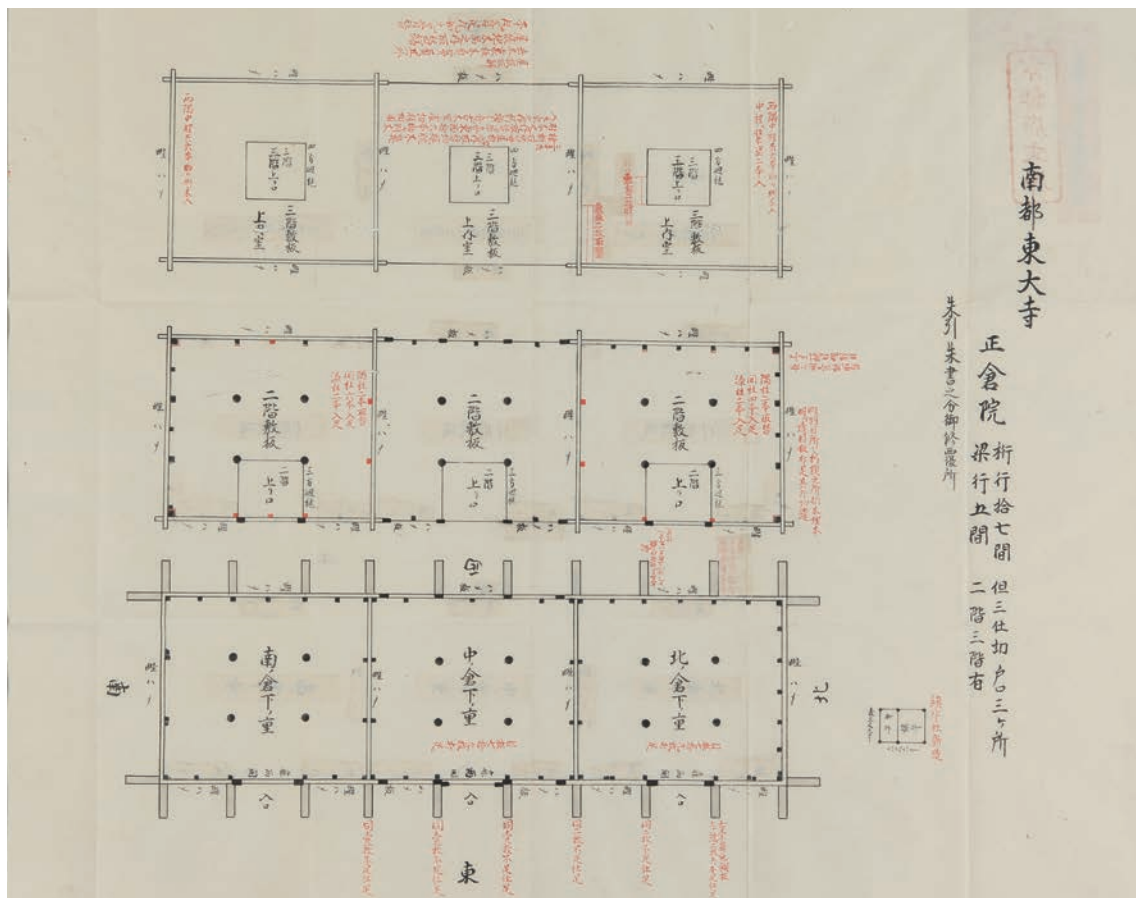


図233 『南都東大寺正倉院絵図』

京都府立総合資料館所蔵

第三項 明治期の修理・改造

明治期の正倉には、めまぐるしく様々なことが起こった。明治五年の壬申調査に始まり、その後はほぼ毎年のように宝庫の開封が実施され、それに伴い正倉も改修や修理が行われた。

まず同十年（一八七七）には、避雷針の設置が行われ、同十二年にはその改修が行われている。大正修理前の写真に写っているものがこのときの避雷針と思われる。避雷針を設置するという行為の最初期の例である。

同十三年には、公開時の宝物の移動による破損をなくすため「御物陳列戸棚」の設置が建議される（注二二）。工事は同十四年に終わり、これが今見るガラス戸付陳列棚である。

屋根の修理も頻繁に行われている。瓦からは、明治二十二年と同三十二年の紀年銘が発見できた。同二十三年にも修理記録があり、瓦には年記を彫るようになり、としてある（注二三）。今回の修理で二十三年の紀年銘を持つ瓦は一枚も確認できなかったことから、二十二年に作られた瓦を使用したものと考えられる。

このように見てくると、明治期の修理は、時代が明治と変わって、管理も東大寺から国に移ったことにより、すべては宝物をいかに良い環境で保存していくかを第一に考えて導かれるようになった結果であったことが感じられる。

一 ガラス戸付陳列棚の改造

今回の整備工事で、明治十四年に設置されたガラス戸付陳列棚を一旦解体した。その際、この陳列棚が後世に拡張されていることが確認された。また、史料調査により拡張工事に関する文書も確認できた。

ガラス戸付陳列棚は、各倉の一階及び二階に、正面東を除く三方にコの字形に配され、二階は上下二段になる。現在、棚の奥行きは各室でまちまちであるが、ほぼ校倉の壁面と隙間ない位置に設置されている。

表18 「明治三十三年六月 日記」の作業時間

日数	日付	曜日	天気	開扉	閉扉	時間	南倉	中倉	北倉
	明治33年6月10日		晴れ						
	明治33年6月11日		雨のち曇り						
	明治33年6月12日		晴れ						
1	明治33年6月13日	開封	快晴	10:00 AM	6:20 PM	8:20		二階工事掛かり	二階工事掛かり
2	明治33年6月14日		晴れ	8:00 AM	5:50 PM	9:50	二階御物般助	階下長櫃三階へ収納	
3	明治33年6月15日	金曜日	晴れ	8:10 AM	5:40 PM	9:30			
4	明治33年6月16日	土曜日	晴れ	8:10 AM	6:30 PM	10:20			
5	明治33年6月17日	日曜日		8:15 AM	6:40 PM	10:25		階下中棚式個納める	
6	明治33年6月18日	月曜日	快晴	8:00 AM	6:50 PM	10:50			
7	明治33年6月19日	火曜日	快晴	8:05 AM	7:00 PM	10:55			
8	明治33年6月20日	水曜日	快晴	7:30 AM	7:00 PM	11:30	階下御物片付け着手	階下御物片付け着手	
9	明治33年6月21日	木曜日	快晴	7:30 AM	7:00 PM	11:30			二階落成
10	明治33年6月22日	金曜日	快晴	7:30 AM	7:00 PM	11:30		二階落成	
11	明治33年6月23日	土曜日	快晴	7:30 AM	7:00 PM	11:30	二階落成、階下落成	階下落成	
12	明治33年6月24日	日曜日	快晴	7:30 AM	7:10 PM	11:40			
13	明治33年6月25日	月曜日	雨			0:00			
14	明治33年6月26日	火曜日	晴れ	8:00 AM	5:30 PM	9:30			
				合計時間		137時間20分			

拡張は、各室二階の下端及び一階で行われていた。中倉の二階で、根太等の痕跡を見ると、現在柱真々で九八五mm（三・二五尺）の奥行きに対して、明治十三年当初は五四六mm（一・八〇尺）であったことがわかる。二階上段は改造がなく、その奥行きは五四六mmと、根太の痕跡と一致することから、もとは上下が同じ奥行の棚であったことがわかった。下段は、柱に残る繋ぎ材の痕跡から床の高さの変更も考えたが、敷居等には根太の痕跡がないので、その可能性は低い。

元々の部材は見え隠れ面まで齊一に台匏がけされていたが、拡張に使われた部材の見え隠れ面は鋸挽きのままで、部材で仕上げの差が歴然としていた。

この拡張工事は、明治三十三年（一九〇〇）に実施された。そのときの「日記」^{（注四）}が残されていた。「日記」には、開扉及び閉扉の時間から作業の開始と竣成などが記載されている。その工事は六月十三日に始まり二十一日までには終わったようである。その工期は九日間と短い。部材の状況から見るとほぼ全解体で行った拡張であり、作業時間も朝八時から晩の七時までと現在より少し長い程度で大した違いはないにもかかわらず、これだけの日数で工事が完了する早さには目を見張るものがある。

なお、北倉一階については、絵図が残されていた。北倉一階は、もともと校木壁面に近い位置に棚の奥の壁面があり、拡張は北面及び南面を前に出す、という形で行われたことがわかる。しかし、「日記」には、この北倉一階の拡張のみ竣成の記載がない。この「日記」が北倉一階の棚の竣成を書き漏らしたか、あるいは工事完了まで記されていない可能性が考えられる。

二 ガラス戸付陳列棚に使われたガラスについて

ガラス戸付陳列棚の板ガラスについて、簡単ではあるが製造年代の検討を行った。

対象となる板ガラスは、その大きさに三種類認められ、それぞれ以下のような

である。

- 大 幅八五三mm×一二八〇mm（二・八尺×四・二尺）ガラス厚九mm
- 中 幅八五三mm×五五八mm（二・八尺×一・八五尺）ガラス厚九mm
- 小 幅三六六mm角程度（一・二尺角）ガラス厚六mm

ガラス戸付陳列棚が設置された明治十三年頃の板ガラスは、もっぱら円筒法による製品をヨーロッパから輸入したものであり、厚みは二mm以下で、ガラス表面にはゆがみ残り、品質にもばらつきがあったといわれている。宮内庁に残る明治十三年の費目概算^{（注五）}には、「同（御物陳列戸棚）硝子障子遣イ長五尺巾三尺磨キ硝子七拾五枚」とあり、これは現存のものと同照らすと、各階の最も多いガラス戸に当たる。ガラス戸付陳列棚は、当初から二階は二段であったと考えられるが、上段の寸法にあたるガラス戸はこの記録にはない。中倉の二階上部の板ガラス（右記「中」に当たる）には、歪みが見られたことを現場で確認している。

ガラス戸付陳列棚は、明治三十三年に改造が行われ、二階下段及び一階ガラス戸付陳列棚の奥行きが拡張された。この時、側面に当たるガラス戸は確実に取り替えられたものと考えられるが、現在の側面のガラス戸は厚みが九mmと厚いガラスである。厚みのある板ガラスは製造が難しく、一九二〇年代にアメリカで開発された「ロールアウト法」による板ガラスならば、この厚みのものはできたようであるが、それ以前の技法ではなかなか難しいようである。また、一階及び二階下段の板ガラスには歪みが見られないことから、このロールアウト法による板ガラスをさらに研磨した可能性が高いと思われる。ロールアウト法は、板厚一〇mmまで製造可能であり、研磨することによって窓用の磨き板ガラスになる。現地での板厚調査で板厚にかなりばらつきがあることがわかっているため、恐らくこの板ガラスはロールアウト法と研磨によるものではないかと思われる^{（注一六）}。

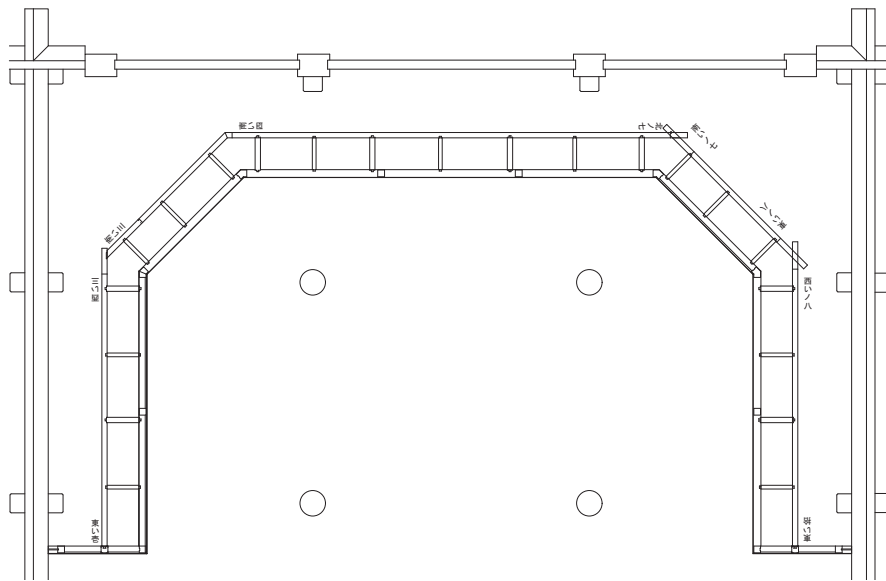


図234 ガラス戸付陳列棚の設置当初の平面形態
中倉二階の痕跡に残る根太と根太掛で明治十四年当時の平面形態を表してみた。
文字は残っていた当初番付である。

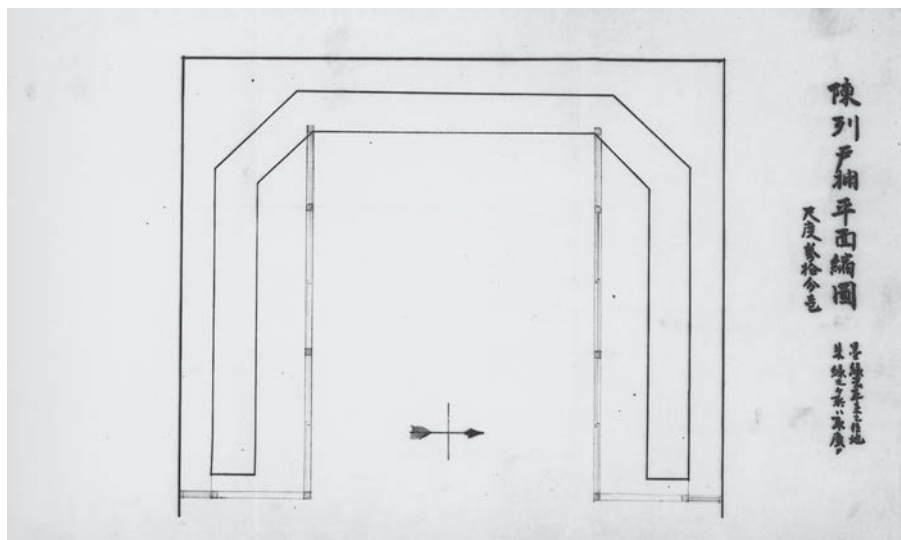


図235 「陳列戸棚平面縮図」
内題の下に「墨縁は在来の位置、朱縁のヶ所は取り広め」とあり、拡張の計画がわかる。現状からは、北倉一階と思われるが、「日記」には北倉一階の記事がない。
(東京国立博物館所蔵、「正倉院絵図」、Image : TNM Image Archives)

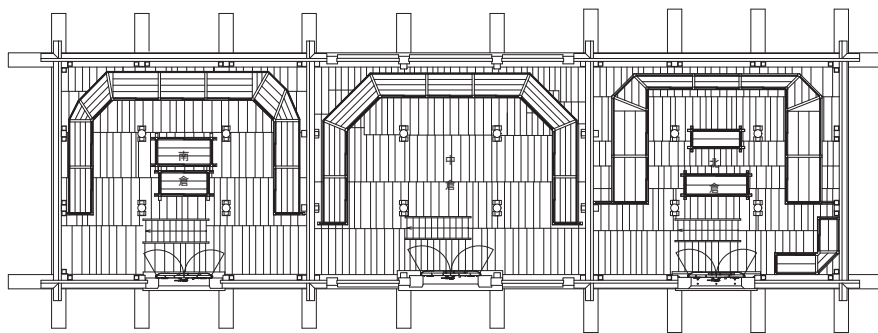


図236 竣工正倉一階平面図
北倉のガラス戸付陳列棚の形状が図235の絵図とよく似ていることが確認できる。床板敷の割付も南倉や中倉とは異なる。南倉と中倉は、ガラス戸側の板割を変えず、もとの板敷きの奥に新たな床板を敷き足していた。

このロールアウト法が開発された一九二〇年は大正十年頃にあたるが、正倉の大正十年以降の記録で、板ガラスを交換したような記録は今のところ見られない。厚い板ガラスは一九五〇年以降のフロート法によるものと考えられやすく、正倉の板ガラスも昭和四十年頃ではないか、という見方もあるが、昭和三十八年には宝物が西宝庫へ移納されているので、それ以降において、板ガラスだけを取り替えたとは考えにくい。

なお、大正十年に修理の記録があるが、この時にはガラス戸付陳列棚に関する修理記録はない。
ガラスを持ち出している詳細な調査が行えないので、はっきりしたことは言えないが、現存する板ガラスの年代は、大正十年以降に変えられた可能性もある、と考察される。

図237 床板加工の差

中倉二階のガラス戸付陳列棚の床板裏面。番付の書いてある方が明治十四年の床板でガラス戸側になる。蟻棧が付き、化粧に釘などは現れないようになっており、裏面までしっかり台鉋がかかっていた。右が後補の床板で裏面は曳肌のままで、根太に釘止めされていた。



図238 土台に残る柱と根太の痕跡

南面陳列棚の東側の土台上端に残る痕跡。蟻柄の仕口が根太掛で、脇に柱の平柄穴と圧痕が残る。現在の柱と同じ大きさであり、もとはここに柱が立っていたことがわかる。旧根太掛は、棚の奥の土台に転用されていた。

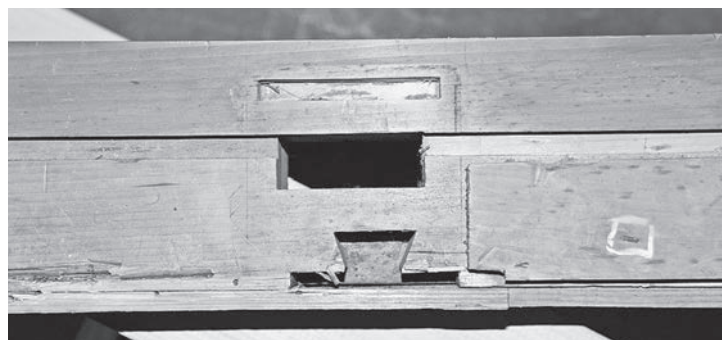


図239 柱の足下に残る根太の痕跡

棚の奥になる部材は、もとの部材をそのまま移動して転用していた。この柱はそのうちのひとつで、土台上には旧番付も見える。柱足下にはこのような仕口があり、もとは繋ぎ材が入っていたことがわかる。部材の焼け具合から床板が張られていたかとも考えたが、敷居等に根太の跡がないので床板ではないと思われる。

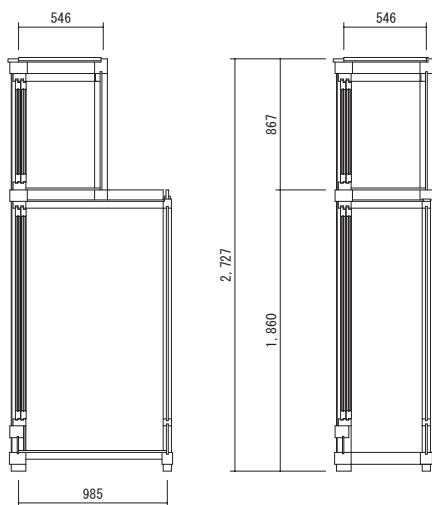
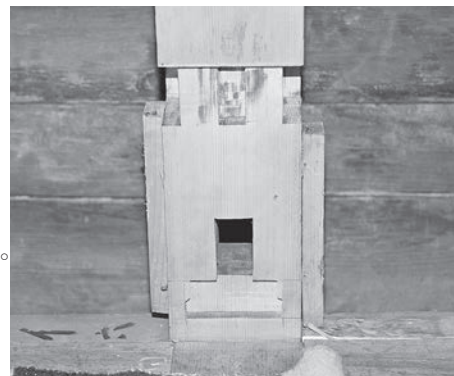


図241 ガラス戸付陳列棚の断面比較（中倉）



図240 根太掛隅部の継手・仕口

隅の組手は相欠で、天端に柱の柄穴を彫り、内側（写真では左側）に根太の掛かりを彫る。左の材には棹差し目違い柄込釘打ちの継手も見られる。

第四項 大正二年の修理

正倉院正倉は、創建以来屋根葺替などの修理は行われたが、記録の上では、解体に至る修理は大正二年以外には確認されていない。

大正二年の解体修理は、内匠寮の工事録（宮内庁宮内公文書館所蔵）にその修理内容がわずかながら残されている。以下に「正倉院宝庫修繕工事報告」と題された記録を転載する。

「内匠寮大正二年 工事録一 御陵墓宮殿離宮御用邸等」

第三二号 正倉院宝庫修繕二関スル件

宮内大臣官房文書課 宮発第三四八号

内匠頭

正倉院宝庫修繕ヲ要スル旨

帝室博物館総長ヨリ内申有

之候ニ付同官ト協議ノ上実地

調査ヲ遂ケ修繕工事ノ設計見

込並其ノ経費予算額取調具

申スヘシ

右相達ス

大正元年十二月十日

宮内大臣伯爵渡邊千秋 印

大正元年十二月廿七日

(中略)

宮内大臣へ具申案

稟 二〇三号

十二月十日付官発第三四八号御達ニ

基キ帝室博物館総長ト協議ノ上正

倉院宝庫修繕工事設計并予算甲

乙二様ニ取調別冊添付此段具申候也

追テ甲号ハ時価購入材使用ノ見込ニテ

設計乙号ハ内匠寮臨時予備材使用

ノ見込ニテ設計致候右添申候也

大正元年十二月廿七日

内匠頭

宮内大臣

(中間別紙予算調書他略ス)

正倉院宝庫修繕工事報告

宝庫修繕前ノ現況

一 柱傾斜

一 敷盤木端受仮支柱設アリ

一 校木組ノ不陸及折損

一 小屋組枯木無ク軒先ノ不陸

一 隅尾垂木ノ腐朽摧折

一 家根野地ノ腐朽

一 同瓦葺ノ破損

一 床力下敲キ土ノ破損

一 周囲雨落溝無ク排水不完全

右修繕ノ概要

一 柱ト礎石トノ真々ヲ修整シ其仕口ヲ整ヒ傾斜ヲ正シ

且防腐用鉛板敷込

- 一 補助鉄物ヲ作成使用シ敷盤木端受ノ仮支柱ヲ撤却ス
- 一 校木組替ト同時ニ其隅々へ銅板ヲ張り雨水ノ浸蝕ヲ防キ単ニ校木組ヲ以テ小屋組支持ノ過重ヲ補ハシカガ其内側ニ土台ヲ据エ之ニ支柱ヲ建テ校木ト引独枯ニテ連結シ全然校木組ヲ外側化粧側ト為ス校木枯出ニテ軒丸桁ヲ受ケタル個所内空へ添梁ヲ補ヒ入レ棒鉄ニテ釣リ化粧ト為ス
- 一 小屋構架ハ在来大梁上へ重梁ヲ補ヒ合掌組ヲ為シ鉄材等ヲ以テ堅固ニ組建種四本毎ニ力榑ヲ補足シ猶ホ適宜枯木ヲ補足シ軒先ノ不陸ヲ均整ナラシム
- 一 東南隅尾榑角木ヲ取替各隅へ補助鉄物ヲ用ヒ且補助枯木ヲ入ル
- 一 家根化粧裏板新材補足シ張替ニ重裏板ハ鎧形ニ張立従来土居葺無キ為雨水ニ浸蝕セルヲ今回ノ修繕ニ於テ完全ニ雨漏ヲ防ガム為椽厚板六枚重ニ葺立棟折銅伸板張立
- 一 家根瓦ハ古瓦各時代ノ修繕ニ伴ヒ其形状ヲ変エル事無ク一々其位置ニ葺立欠損セルモノハ奈良帝室博物館所蔵創立當時ノ古瓦原型ニ基キ古色ニ擬ヒ新製補足シ主トシテ西流及北流ノ一部ニ使用ス
- 一 在来敲キ土堀起シ敲キ下地形ヲ完全ニ搗堅メコンクリート敲キト為シ葛城川小砂利ヲ以テ洗ヒ出シ人造石敲キ土打柱真々毎二目地筋切付
- 一 在来雨落溝ノ設無キヲ以テ雨落溝ヲ堀鑿シ緑石ハ笠置川ノ自然石ヲ以テ積立完全ニ排水ノ装置ヲ為ス

前記ハ修繕ノ概要ニシテ修繕後ハ外觀復旧シ蒼然タル古色ヲ現存シテ毫モ補修ノ痕跡ヲ留メズ特ニ軒先ヲ支持セムカ為曾テ一時的修補ヲ為シタル屋外支柱ヲ全部撤却シ得タルハ今回修補工事ノ要点ナリ

工事ノ経過

- 三月 十五日 工事予算決裁
- 三月 二十一日 正倉院内匠寮臨時出張所開始
- 三月 二十二日 飯庫新築用材搬入其他準備工事着手
- 三月 二十八日 飯庫新築着手 五月二十七日竣工
- 三月 四日 土蔵修繕着手 五月十五日 竣工
- 三月 十一日 持仏堂周囲羽目板張着手 四月二十六日 竣工
- 三月 二十二日 飯庫附近避雷針建設着手 同 二十六日 完成
- 三月 二十四日 勅使宝庫開扉翌十五日ヨリ宝器移納着手六月七日了り翌八日飯庫其他勅封」
- 三月 十四日 宝庫ノ引渡ヲ受ケ直チニ実測ニ着手シ且猿江製材場ニテ補修用製材着手
- 三月 二十七日 宝庫上ハ家棧橋及足代架設着手翌七月十四日完成
- 三月 二十一日 同家根瓦取卸着手同月二十八日了
- 三月 一日 同小屋及軸組分解着手同廿一日了
- 三月 十日 軸組々建着手翌十月二十六日組方完成
- 三月 二十七日 家根土居葺着手翌十一月八日完成
- 三月 九日 棟折銅板張着手同月十六日 完成
- 三月 九日 瓦葺着手翌十二月十五日 完成

同 十四日 床下敲キ土打方着手翌十二月廿三日完成
 同 十八日 周囲雨落溝堀方着手翌十二月廿二日完成
 十二月十一日 検分ヲ受ケ仮引渡ヲ為ス

工事摘要

- 一本工事予算総額金六万七千六百弍拾円
- 一同工事日数起工ヨリ竣成マテ弍百七拾七日
- 一同補足木材御料檜丸太尺締七百五拾六本四分
- 一同使用延人員壹万四千九百参拾八人

附記

- 一本工事ニ関スル特殊ノ準備
- 一場所付雇員ノ内壱名火ノ元専務取締トシテ警察官ト
 協力シテ特ニ火気取扱ヲ厳ニス
- 一警察官警戒ノ外ニ夜警ヲ置キ終夜工作場外ヲ巡回セシム
- 一従業員工人夫ノ身元調ハ勿論従業員中ノ戒飾ヲ厳ニス
- 一古材ノ散佚ヲ防カム為ニ工作ヨリ生セシ断寸尺片ト雖日々材
 料納家ニ収納セシム
- 一補足木材及瓦ノ新ニ補加セシモノハ毎個烙印ヲ以テ明識セリ

この文書に記載された修理の内容は、現在概ね現物において確認することができる。

束柱の傾斜については、現状でも若干出てきてはいるが、修理を施すほどの状態には至っていない。防腐用に入れたとする鉛板は、束柱と礎石の間の各所

で確認することができる。

大正修理で撤去された「敷盤木端受仮支柱」については、大梁下端や隅木下端を確認したところ、わずかではあるが風蝕差が認められ、その痕跡を確認できた。この仮支柱は明治壬申調査の写真にはなく、また、その痕跡も風蝕差程度で圧痕と言うほど重みを支えていた様子はなかった。明治期の写真で確認しても、一部にやや大きな軒の不陸が見られるものの、全体にはそれほどひどい状況には見えないので、万一に備えて差し込んだ程度のものだったと思われる。大梁筋の校木際に内部柱を補足し、校木に架かる力をその柱へ負担させようとしたのも、この大正修理であった。校木はこの内部柱に引独鉋で繋がれたと

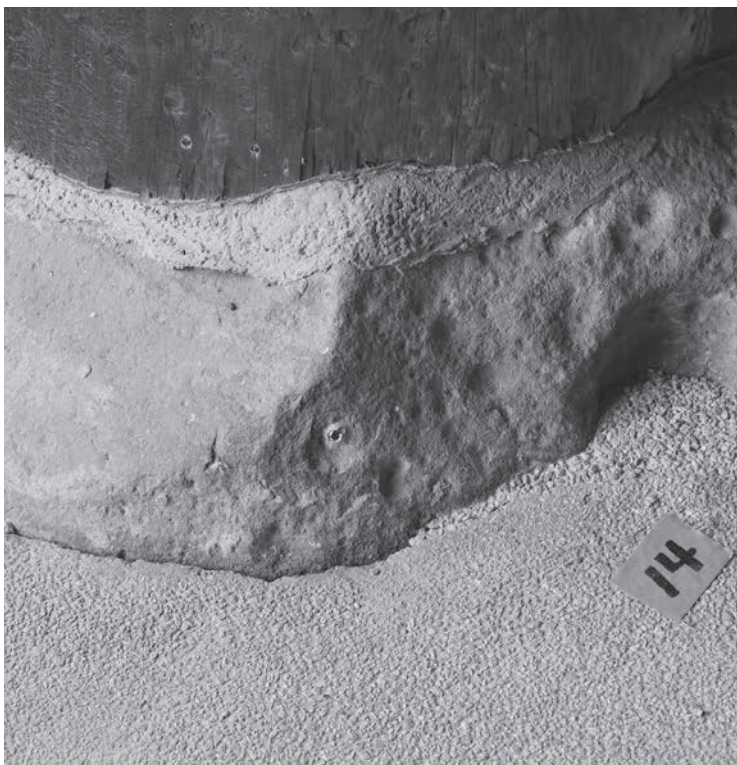


図242 束柱足下詳細
 柱下の鉛板、礎石のモルタル補修、土間洗い出しの詳細。
 土間の洗い出しは、今回の工事で一部を補修した。

記録にあるのは、大正修理の写真からも確認することができるが、現状を見る限り校木全数を引いているわけではないようである。しかし、この内部柱と引独鈷のおかげで校木全体の一体性が確保され、現状でもある程度良好な状態が保たれていた。逆に校木間に隙間ができており、一階では雨染みも確認できたので、今回の工事で比較的大きな隙間には詰め物を施した。

修理前の小屋組はすべてクイーンポストトラスになっていたが、その変更がこの大正修理で行われたことが記録されている。このトラスは、残念ながら完全な形になっておらず、今回の修理で金物を取り替えあるいは補足し、その効果を最大限に発揮できるように調整した。

力垂木を採用したこと、桔木を補足したこともこの大正修理における施工である。桔木は、天保期の修理で入れられていた位置を修正し、大梁と大梁の中央に配すと共に、隅木両脇にはそれまで二本だったものを四本に増した。

東南の隅木を取り替えていることも確認できた。

屋根については、野地を二重にし、二重目の野地を鎧葺にしたことや土居葺を採用したこと、隅棟や大棟の稜線上を銅板で覆ったことも大正修理の施工内容である。また、これらの行為が「今回の修繕に於いて完全に雨漏りを防がんため」に行ったと記されており、なみなみならぬ意思を感じる事ができる。その意思は現実に反映されており、この大正修理から今回の修理に至る百年の間、正倉内への雨漏りは一切発生していなかった。

屋根瓦は、古瓦を用いて葺いたことが記されているが、「一々その位置に葺き立て」というのは、平瓦や丸瓦が大正修理前の位置のままとは思えないので、どのような状況を示したのか分からない。大正修理時の写真や現状において、西面や北面に大正修理時の瓦がまともって葺かれていた状況からも大正二年の修理の前後で瓦位置が変わっているのは明らかなので、これは、同じ仕様で葺いた、と理解するのが妥当かと考える。また、大正修理時の補足瓦が黒色を呈

しているのが、「古色に擬ひ」行われたことが記されている。そして、軒瓦の文様が「創立当時の古瓦原型に基き」作られていたことも記されていることは興味深い。しかし、軒瓦を東大寺式と興福寺式で組み合わせるなどまだまだ研究が進んでおらず、発掘品も多くなかった状況の中での選択であったことが窺える。

床下は、大正修理前は叩きであったことが記されている。それを大正修理で現在見る洗い出しに変更している。また、雨落溝もこのとき作られたことが記録されている。

大正修理の要点を、軒支柱の撤去に置いていたことは、興味深い。

なお、工事の経過も記されているが、驚くのはその工期の短いことである。工事予算の決裁が下りて宝物の仮庫などの準備から数えても一〇箇月、正倉だけのことを考えると、六月に足場を立て、十二月に引き渡すまでわずかに七箇月で全解体修理を行うという早さは、今からでは想像がつかない。

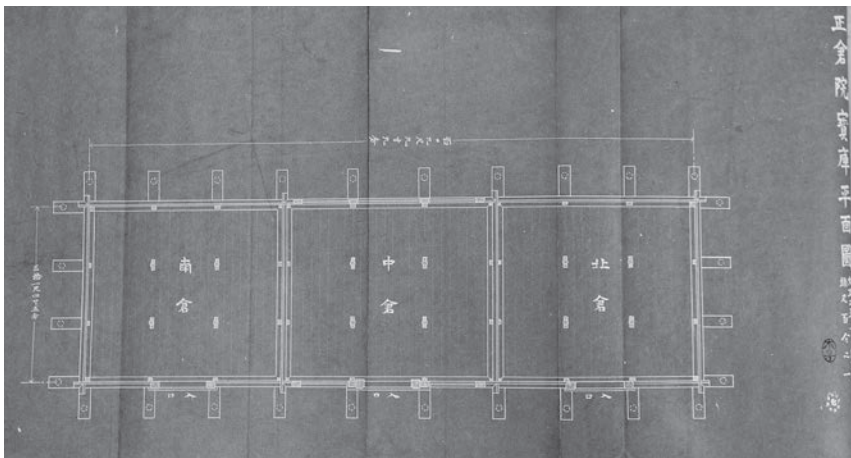


図243 大正二年一月製図の正倉院宝庫平面図

『工事録』に記載の大正修理前の青図。軒支柱が台輪の上から立っており、大正修理前の写真と状況が異なる。「木子」の認印がある。宮内庁宮内公文書館所蔵。

第五項 大正十年の修理

これまで、大正二年の解体修理以降、正倉においてはほとんど修理を行っていないものと思われていた。今回の修理において解体された瓦の多くから「大正十年修補」の刻印や篋書が発見されたが、大正二年の修理からわずか八年での瓦の修理は不自然に思われたため、改めて宮内庁に残る記録を調査したところ、その経緯が明らかとなった^(注一七)。

この修理は、宮内省の技師が正倉の屋根を検し、破損瓦が多く見られたことを上申したことに端を発する。瓦一〇七個が破損しており、そのほか小破においては数百枚にも及び、これを慢然と見過ごせば雨漏りを生じ、中の宝物を害すとしたものである。そして、古瓦が使われていることを悪しとしてすべて新瓦にて葺き替えるべき、としている。大正二年の解体修理からわずか六年後のことである。

これに対して、内匠寮の技手安田孝雄が現地へ赴き、実見の上で意見を具申している。この意見は今の文化財建造物の修理に通じるものがあり、興味深い。その内容は、瓦の傷みは一〇七個というが、よく見れば北面に集中したもので、さらに大正二年の補足瓦にも及んでおり、瓦の新旧によるものではなく、日当たりによるものと考えられると判じている。また、小破は経年によるもので特に不自然なものではないとも述べている。さらに外観を注意深く見ていけば、傷んだところは分かるので、その際に差し替えれば完全に保全できる、といっている。また、古瓦を生かして修理されてきたことを正倉の価値と評価し、土居葺もすっかりしているので、今回は破損瓦の差し替えで十分である、と結論づけている。

この意見により、全面葺替は免れたが、とはいえ、部分的な修理は実施せざるを得ず、大正十年製の瓦が葺かれることになったものである。

大正期の瓦のうち大正十年の瓦は、平瓦で八、七二枚中一、一八四枚（二・五七％）であった。各面での内訳は以下の通りである。

西側 一、〇七五枚／八、四七六枚（一二・六八％）

東側 七三枚／一八八枚（三八・八三％）

南側 〇枚／〇枚（〇％）

北側 三六枚／六二枚（五八・〇六％）

ちなみに、丸瓦は大正期全部で二、六九八枚の中、三五六枚が大正十年製であった。

大棟の台熨斗瓦が一五一枚中一五一枚すべて大正十年の瓦であったことから、大正十年には大棟をすべて一旦解体したことが分かる。ちなみに割熨斗瓦は大正期全体で一、六六七枚中四七一枚（二八・二五％）、雁振瓦は同様に六九本中四九本（七一・〇一％）を取り替え、北側から使っていた。大棟においては北側の鳥衾瓦まで取り替えていた。

隅棟の雁振瓦は全数一四二本中一三〇本（九一・五五％）とほとんどを大正十年の瓦に取り替えられており、残りの一八本は昭和三十五年製であった。

葺土の状況から見ると、黄色くしっかりしていた土の他に白っぽくばさはした土が部分的に混じっていたことが確認できており、この白い土が大正十年の差し替えにおいて用いられたものようである。特に、西面についてはこの白い葺土が中央北寄りの一角にまとまっており、大正十年製の瓦もここに葺かれていた。

第六項 瓦葺から見た正倉の修理経過の考察

今回の修理において、修理前の正倉には、奈良時代から平成期まで各時代の瓦が葺かれていたことが確認できた。これらの瓦を調査していくうちに、これまでの考え方を見直さなければならぬような内容があることが見えてきた。ここでは、瓦葺から正倉の修理経過を考察してみる。

一 奈良時代の瓦葺について

まず、奈良時代の瓦について、軒瓦は存在しなかったが、平瓦が七三九枚、丸瓦が一〇一本葺かれていた。このうち平瓦については、桶巻き作りと一枚作りの瓦がそれぞれ見られ、桶巻き作りが七三％、一枚作りが二七％という状況であった。正倉の創建が天平勝宝八歳頃であるとすると、これまでの研究^(注八)では平瓦の製造方法は、桶巻き作りから一枚作りが変わっている時期であると考えられており、正倉でも桶巻き作りより一枚作りが多いことが予想されていた。実際、近年修理された唐招提寺金堂は、奈良時代後期の建立であり、これに葺かれていた古代の平瓦のうち、一枚作りの瓦三、四五二枚に対して、桶巻き作りの瓦は六〇枚と少なかったことから、金堂創建当時は一枚作りの瓦が主流であったことは疑いなく、桶巻き作りの瓦は、何かの修理で混ざったものと見ることができるといった^(注九)。しかし、正倉のそれはそう単純なものではない。可能性を考えると、正倉の創建年代をもう少し古く考えることもできるであろうし、創建時期は変わらないとして創建当初に古瓦が転用された可能性も指摘できる。また、東大寺建立には膨大な瓦が必要であったことは記録からも分かっているので、実際に桶巻き作りの工房がまだ存在し、そこから提供されたものかもしれない。さらには、創建当時は一枚作りの方が多かったが、桶巻き作りの瓦の方が状態が良く、修理を重ねる毎に残される一枚作りの瓦が減っていき、現状のように残存数が逆転してしまったことも考えられよ

う。実際に、今回の修理で、再用・不 reuse を選別したところ、桶巻き作りの方が残りが良く、一枚作りの方が不 reuse の率が高かった(reuse 分の割合は桶巻き・一枚作り〇四・一)、という事実もある。ただ、軒平瓦が存在していないことなどこの状況を決定付ける資料やデータを揃えることができない。いろいろと可能性は考えられるが、現況から結論に至る決め手が得られるものではないので、一つの課題として、記録に留めておきたい。これについては正倉院正倉整備懇談会の会員である京都大学大学院の上原真人教授から見解を頂いているので、そちらも参照されたい(本節第七項)。

二 中世の瓦葺について

中世には、現在確認できる史料からは五回ほどの修理があったことがわかる^(注一〇)。特に、落雷に見舞われた建長六年の修理では、束柱を六本と北倉・中倉の扉が取り替えられたことが記録されている。風蝕の差により北倉の束柱のうちおもに側通りの束柱が取り替えられたものと思われる。

鎌倉時代末から桃山時代にかけては、開封の記録はあるものの修理の記録は伴っていない。ところが正倉には、室町時代と判断できる瓦も数パーセントではあるが葺かれていた。現状の枚数にして数百枚であり、その造りも多岐に亘ることから、小規模ではあるが、屋根の小修理が何回か行われていたことが推測できる。

三 慶長期の瓦葺について

慶長八年の修理は、鬼瓦や鳥衾瓦に残された箋書から、その瓦師や瓦土を作った職人までがわかる。また、鬼瓦や鳥衾瓦の多くが慶長期のものであることから、屋根の形式が現在ののような稚児棟を伴う形式になったのが慶長期であることもわかる。おそらくそれ以前は、奈良時代の形式が踏襲されていたと推測できる。そして、大正期に至るまでは、棟の鬘斗瓦も奈良時代のものが残っており、おそらく大正十年の修理に至ってすべて破棄され、わずかに棟の葺土に

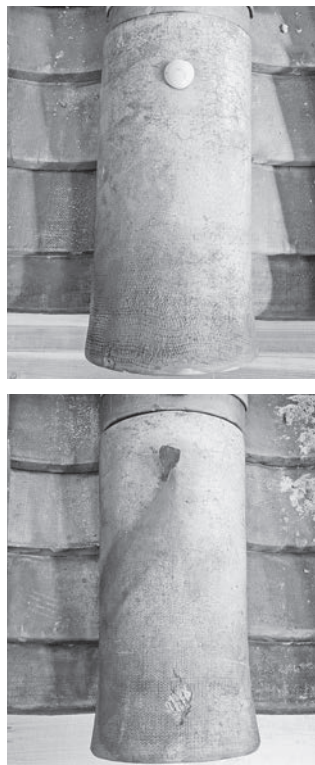


図244 軒丸瓦の瓦釘
上が大正期の銅製、下
がそれ以前の鉄製。

混ぜて現在に伝えられたものと思われる。

瓦葺そのものの仕様は、修理前こそ銅製の瓦釘が使われていたが、鉄製の瓦釘も一本だけ残されており、軒丸瓦と丸瓦の五本に一本を瓦釘で止めるという仕様がある程度古くまで遡ることを示している。

慶長期の篋書を持つ鬼瓦のうち、西南の二の鬼瓦は他の三箇所の二の鬼瓦と比べて三割ほど大きい。また、これとセットになる一の鬼瓦も大きく、この棟だけほかとは異なっていた。西南二の鳥衾瓦にも慶長期の篋書があることからこの鬼瓦が慶長期に製作されて用いられたと考えるのが妥当であると思うが、その大きさの違いと一の鬼瓦がそれ以降に取り替えられた鬼瓦ではないかという観点からすると、もしかするとこの二の鬼瓦もそのときにどこから転用されてきたものである可能性も捨てきれない。さらに、この二の鬼瓦の珠文は後世に接着されたものであり(注三)、一の鬼瓦とセットで使う際に揃えられた可能性も指摘できる。また、この二の鬼瓦にある篋書によると、その製作者は後東郡(現在の姫路)の瓦師であり、ほかの慶長八年の瓦が奈良近辺で製作されていることも、そのように考えられるひとつの要因である。

四 鳥衾瓦の移動の可能性とその時期

今回の調査で、現状の鳥衾瓦の位置が元の位置から移されている可能性のあ
ることが考えられた。東南二の鳥衾瓦及び西北二の鳥衾瓦は、瓦当の下の鬼瓦

に載る部分の欠き込みの形状が、それぞれ西北一の鬼瓦及び西北二の鬼瓦の頭頂部分と非常に良く馴染むことがわかった。修理前に載っていた一〇個の鳥衾瓦のうち、これらの鳥衾瓦だけ篋書や刻印がないが、瓦当文様が慶長期と考えている軒丸瓦と合うことから、慶長期のものであると考えられる。鬼瓦には共に西の京の宗右衛門の篋書がある。

また、東北二の鳥衾瓦を観察すると、瓦当下の鬼瓦頭頂部に載る部分の中心に突起があり、その両側がやや円弧状を帯びていることがわかった。この形状から、もとはここに雁振瓦が当たっていたものと考えることができ、この鳥衾瓦が大棟用であったことが推測できた。この鳥衾瓦上端には篋書があるが、肝心の年号が消えている。瓦当文様からは慶長八年製と思われる。

また、宮内庁正倉院事務所所蔵の『正倉院宝庫屋根瓦拓本』には、現在確認できない鳥衾瓦の篋書が二枚残っている。このうち一枚は、西南

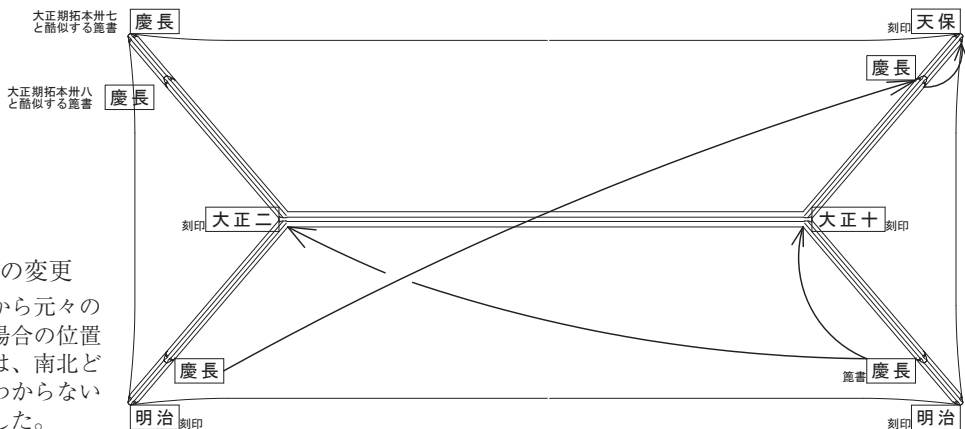


図245 鳥衾瓦の位置の変更
修理前の状態から元々の場所へ戻した場合の位置を示す。大棟は、南北どちらかまではわからないので両端を指した。

一の鳥衾瓦と同じ職人名があり、もう一枚には、西南二の鳥衾瓦と同じ職人名が記されている。このことから、同じ瓦銘をもつ各々が組を成していた可能性も十分に考えることができる。

これらの移動があった修理を考えてみる。修理前に載っていた大正修理で取り替えた鳥衾瓦は大棟両端の二個であり、そのまま考えると前述の大棟と推定できる鳥衾瓦はすでに大正修理前には、その位置を変えていたとも考えられる。しかし、大正期に二箇所だけ鳥衾瓦を取り替える必要が生じたことを考えると、今回のように原位置を重視した取り替えではなく、大棟を良く見せるため鳥衾瓦の位置を変更して新たな大棟用の鳥衾瓦を製作した可能性も否定はできない。明治二十二年の鳥衾瓦も二個現存しているが、この時もよく見える一の鳥衾瓦を製作し、位置を変更した可能性もある。天保六年も同様である。慶長期の鳥衾瓦が、すべて二の鳥衾瓦として残っていたことは偶然ではないと思われる。鳥衾瓦の移動は、天保期から行われていた可能性があると考ええる。

五 東北一の鬼瓦について

東北一の鬼瓦は、修理前に八個あった鬼瓦のうち最も小さいものであった。製作年代について筆書はなく、作りからは慶長期を遡る可能性も指摘されたが特定することはできていない。少なくとも慶長期には正倉に用いられた鬼瓦である。

現在この鬼瓦には、下端に隅丸瓦とその両脇の軒丸瓦を跨ぐよう三箇所のお練りがあり、まさに一の鬼瓦として製作されたことがわかる。しかし、鬼面脇の珠文下がこのお練りにより切られていることから、その辺りをよく観察してみると、お練りの罫引痕跡のほか、両端のお練りの内側に異なる勾配の面があることが確認できた。前述の珠文と考え合わせると、この鬼瓦は、もとは二の鬼瓦として計画されていたものが、二の鬼瓦としての形状ができあがった後で、生型のうちに現在のようないの鬼瓦に変更されたものではないかと考えられる。

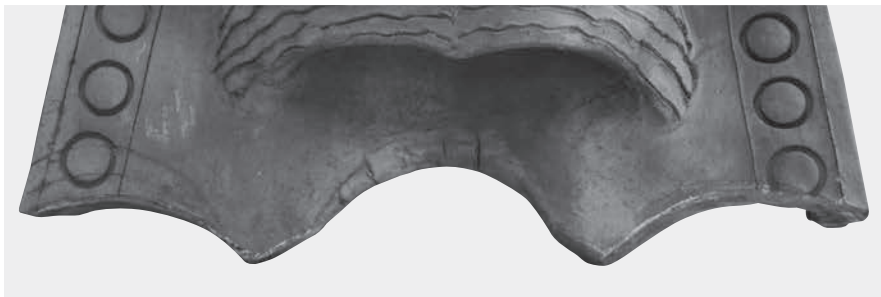


図246 東北一の鬼瓦に残る痕跡
珠文が途中で切れ、左側一番下の珠文を切るように罫引線がある。また、中央の股お練りの両脇には勾配の違う面があり、これがもともと二の鬼瓦であった足の付け根に当たることがわかった。右に復原した鬼瓦を示す。

の形も、ほかの三箇所では一の鬼瓦が阿形で二の鬼瓦が吽形なのに対して、こは一の鬼瓦が吽形になっている。このことから、これが二の鬼瓦であるとすれば、ほかの箇所と同じ状況になる。

今回の修理において、この棟の二の鬼瓦を取り替えたので、その鬼瓦の形状は、この一の鬼瓦が二の鬼瓦であった時の形状を復して製作した。

第七項 正倉院正倉屋根に残された奈良時代の平瓦について

正倉院正倉整備に関する懇談会会員・京都大学大学院教授 上原真人
一 大正修理時の新調軒瓦と平成修理時の新調軒瓦

平成の正倉整備に際し、新規補充する軒瓦の文様が問題になった。宮内庁正倉院事務所蔵『正倉院宝庫屋根瓦拓本』によると、大正二年の「新調巴瓦及平瓦当及背文三種自四十四 至四十六」は東大寺式軒丸瓦と興福寺式軒平瓦、平城京の瓦型式番号でいうと六二三五系と六六七二系を模倣した文様で「正倉院／大正式年補／京都瓦師 西村彦右衛門」の刻印があった。事実、大正期の屋根葺き替え時に新調した瓦は、両型式の軒瓦がすべてを占めていた。

大正修理時に両型式の軒瓦を採用した理由は、はっきりしない。創建時に近い姿を追求する方針で修理を進めたなら、何か根拠があったはずだ。『正倉院宝庫屋根瓦拓本』は、中近世の「巴瓦当文」一八種と「平瓦当及背文」一七種も収録するが、古代の軒瓦を含まない。とすれば、正倉付近で採集・出土した古瓦に、両型式が含まれていた可能性が考えられる。

天平十七年（七四五）の平城遷都後に製作・供給された東大寺式軒丸瓦と、和銅三年（七一〇）の平城遷都後まもなく製作を開始した興福寺式軒平瓦との組み合わせは奇異である。しかし、史跡東大寺旧境内における興福寺式六三〇一―六六七一の出土は、さほど珍しいものではない。その出土状況を見ると、二つの異なる歴史的背景が想定できる。

一つは、東大寺創建以前に、旧境内東側を南北に延びる山地で造営された寺院・山房において使用した興福寺式軒瓦である。そのなかには、製作・供給年代共に天平十七年以前にさかのぼるものがある。とくに、丸山西遺跡においては、興福寺創建軒丸瓦六三〇一Aと、興福寺ではほとんど出土しない平城宮・京で主体的に使用した興福寺式軒平瓦六六七二Bの組み合わせが推定でき、軒

用や再用ではなく、独自の生産・供給体制のもとで、東大寺先行寺院が興福寺式軒瓦を使用した事実が明確となった「菱田二〇〇〇、吉川二〇〇〇」^{注三〇}。

もう一つは、東大寺造営工事の遅滞に際し、東大寺式軒瓦の不足を補い、周辺施設を充実するため補助的に搬入した瓦に含まれていた興福寺式軒瓦である。前者には史料裏づけもある。天平勝宝八歳八月十四日、造東大寺司は興福寺三綱務所に三万枚の瓦製作を依頼する「大日本古文書」四一八〇頁。そのなかに鑑瓦（軒丸瓦）・宇瓦（軒平瓦）各三〇〇枚が含まれる。翌年五月三日の聖武天皇一周忌までに、大仏殿歩廊の完成をめざした工事の一環である「福山一九三八」。

一〇年におよぶ東大寺防災施設工事に伴う発掘は、東大寺旧境内に満遍なく試掘坑を設けたに等しく、多くの成果を挙げた「平松編二〇〇一」。特に瓦の出土傾向は、今後、東大寺伽藍の成立や再建・維持管理の具体像を検討する基礎資料である。興福寺式軒瓦六三〇一A・I―六六七二Jは大仏殿回廊周辺でまとまっており、同様の分布を示す大安寺式軒瓦六一三C―六七二Aと共に、大仏殿歩廊完成のため「興福寺・大安寺瓦窯の製品を急遽投入したもの」と評価された「平松二〇〇一」。

正倉院近辺でも東大寺式軒瓦に混じって、興福寺式軒瓦六三〇一Bや六六七二Jが少量出土していた「平松一九九七・二〇〇一」。しかし、正倉院中倉は天平宝字五年に確実に存在し「双倉北雑物出用帳」、光明皇后が聖武天皇遺愛の品を献納した天平勝宝八歳以前には存在したと推測される。また、樹皮まで残る決定資料はなかったが、所用建築部材の年輪年代測定結果も、八世紀中頃という年代観に大きく齟齬しない「光谷二〇〇三、二〇〇八」。とすれば、平成の正倉整備に際して新調する軒瓦の瓦当文様は、東大寺式軒瓦六二三五―六七三二のなかから候補を絞るのが当然である。

細かな論拠は省略するが、結論として、①確実な東大寺所用瓦で、正倉の創

建に近い年代が与えられること、②正倉院付近で使用したと判断できること、という二つの条件をクリアする軒丸瓦六二三五G、軒平瓦六七三二Fを選択した。しかし、正倉に葺かれていた瓦を降ろし精査した結果、奈良時代の平瓦が七三九枚も残っており、その七割以上が桶巻き作りであるという事実には驚かされた。東大寺式軒瓦に伴う平瓦は、原則として一枚作りのはずであったからだ。

二 桶巻き作り平瓦が主体をなす理由づけと問題解決の鍵

六世紀後葉に百濟から伝わった日本古代の造瓦技術の変遷において、七世紀まで一般的だった桶巻き作り平瓦が、八世紀に一枚作り平瓦に移行した事実は、浦林亮次が明らかにした「浦林一九六〇」。論拠は、法隆寺西院伽藍創建瓦（七世紀後半）と東院伽藍所用瓦（八世紀中葉以降）との比較である。細部の特色から、後者が従来考えられていた桶巻き作りではあり得ないことを示し、『延喜木工寮式』の造瓦規定にみる布の長さからも、八世紀以降に一枚作りが一般化したことを証明したのである。

その後、考古学的調査・研究の進展により、藤原京は桶巻き作り、長岡・平安京は一〇世紀以降に北部九州などから搬入された一部の平瓦を除けば一枚作りで、平城京時代に桶巻き作りから一枚作りに移行したことが確実となった。しかし、その移行過程には紆余曲折があった。

興福寺式軒瓦おもに生産した京都府梅谷瓦窯では、最初（平城宮瓦編年I期初頭）に操業した四号窯に一枚作り平瓦が集中し、試行的に一枚作りを採用したが、以後は桶巻き作りに回帰したという「奥村二〇〇九a」。一方、平城宮瓦編年第I-2期〜第II-2期に操業し、平城宮・京に製品を供給した瀬後谷瓦窯は、おもに桶巻き作り平瓦を生産したが、他窯から参画した瓦工人が一部の一枚作り平瓦を生産したという「奥村二〇〇九b」。つまり、桶巻き作りから一枚作りへの移行過程は、奈良山丘陵で操業した瓦窯のなかでも、かなり

差があったのだ。

また、天平十二年〜十五年（七四〇〜七四三）に造営された恭仁宮大極殿には、工人名を刻印した一枚作り平瓦と共に、桶巻き作り平瓦も葺かれた。前者は大極殿所用平瓦の三八%、後者は三二%を占め、共伴した軒瓦から、いずれも大極殿造営時に新調した平瓦と判断できる「上原一九八四」。消費遺跡において一枚作りが主流となっても、桶巻き作り平瓦がその不足を補う事態が継続しているのである。

正倉屋根に残された奈良時代平瓦七三九枚の約七割を桶巻き作りが占める事実に関し、文建協の担当者は、その創建が桶巻き作り平瓦の隆盛期までさかのぼる可能性、大量の瓦需要に応じ、まだ操業していた桶巻き作り工房が不足分を補った可能性、既存建物から転用した可能性などを指摘した。いずれも想定可能な理由づけである。

さらに、今回の修理における奈良時代平瓦の不再用率が一枚作りのほうが高かった事実から、本来、一枚作りが多かったが、過去に再用・不再用をくり替えた結果、残存状況が逆転した可能性も合わせて指摘し、現況から結論できる決め手はないとした。妥当な見解である。

しかし、正倉屋根に残された桶巻き作り平瓦の年代は、生産遺跡が特定できれば判明するであろう。また、中近世の葺き替え時に形成された瓦溜が見つかれば、過去の再用・不再用の実体にアプローチできる。問題解決の鍵は、今後の考古学的な調査・研究に委ねられたと言つてよい。

注一 (東大寺正倉院御開封記録) ○宮内庁図書寮文庫 谷森本

「東大寺正倉院御開封記録」

正倉院年来及「被損」、且寛文六年以後御開封無_レ之、依_レ是自_二別当_一予達_二奏聞_一、被_レ訴_二閔東_一、至_二元禄六年_一御修復并御宝物 御改之義被_二仰出_一、同年五月

勅使 別当為_二御開封_一御下向、檢使南都奉行勤_レ之、

(中略)

正倉院御修復之間、任_二旧例_一御宝物悉納_二油倉_一、

(中略)

元禄六年 同年七月中旬正倉院御修復成就、依_レ之為_二御開封_一、八月六日

勅使 別当御下向、同七日御開封之儀式被_レ行、

(後略)

〔元禄六年御開封記〕 ○奈良県図書情報館寄託 玉井家文書『庁中漫録』

元禄六年東大寺正倉院御開封之次第

(中略)

一、(元禄六年) 五月廿一日、南京尹神尾飛驒守憑命之三倉破壊

之處々見分、自東大寺法嚴院・惣持院・尊光院・上生

院・四聖坊出、自

勸門主御方山口内匠出、自奉行所中條太郎右衛

門・玉井与左衛門、且同心福井小右衛門・太田彦六

出、大工棟梁今村筑後見積之、

三倉御修復見分之上御入用銀高大積覚

一、銀六百八十式匁七分 御倉内之分、但 御材木・大工手間・手伝人足代とも、釘鉢、

内五十目まし

一、銀五百四拾九匁 御倉外之分、但同、

一、銀壹貫五百九十目 や柘瓦方之分、但 瓦丸平葺手間手伝、是ハや柘瓦代、代とも、

小以銀貳貫五百九十目八分、

一、銀壹貫貳百目

台輪出張赤金ニテ包、御入用、但赤金代手間代とも、

一、銀四百八拾式匁

御藏之下人セキ御入用、但、

一、銀壹貫七百六十九匁

御倉根石之廻り石垣之御入用、但石并石詰手間手伝人足

一、銀七百目

御入用、但 釘代とも、

一、銀七百目

小以銀三貫四百五十匁

一、銀七百目

三倉鎮守藏王之社一切之御入用、但 材木・大工手間・手伝人足・釘代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀八百式拾六匁

鎮守宮移御入用、是ハ神主請取ニテ神供并雜用奉幣料、白布代とも、

一、銀貳拾貳匁九分五厘 木挽賃銀

此工数十三人半、一日老人老匁七分宛、飯米作料とも、

一、銀壹貫三百七十目五分三厘 瓦代

但葺師并手伝へ人足葺土すさわら代とも、

一、銀四百四拾五匁三分 足代并小屋損料代、

一、銀八拾四匁七分 小買物代、

一、銀六百四拾九匁五分四厘 手伝
掃除人足賃、

此人数六百九十壹人

一、銀貳百貳拾四匁八分八厘 大工
下棟梁
並大工一倍ノ積之分、

内三十目宿賃

但逗留中宿賃壹月三拾目被下候積、

一、銀貳拾六匁七分三厘 棟梁ニ被下候御扶持方代、

但一日七人扶持五割増十人半ふちノ積、

合八貫五百老匁貳分三厘 三倉御修復分、

一、銀七百目 鎮守社一宮請切、

一、銀八百貳拾六匁 右宮移諸入用、

外

一、米貳石九斗九升 奉行扶持 一日十三人扶持之積、

一、米貳石七斗六升 下奉行扶持 一日三人扶持之積、

右^ハ京都所^一司小笠原佐渡太守命^ニレ竹村八郎兵衛^一所^ニ修覆^{スル}也、五月廿八日^ニ八郎兵衛来^ニ三倉^ニ見^ニ分^シ破壊ノ多^ク、

少^ク、六月十五日御修覆資^一始^メ、七月十三日修覆成^リ、翌

十四日御奉行飛驒太守来^ニ三倉^ニ檢^ニ見^ニ之^ヲ、同日巳^ノ尅

年預四聖坊并^ニ金珠院出受^レ之^自寺支^ニ配^{スト}之^ヲ云々

○三倉之瓦数四万八千五百余

ヤ子ノ坪数 貳百五十

下ノ坪数 八十五

注二 『宮内庁正倉院宝库屋根瓦拓本』（正倉院事務所蔵）。第五章第四節に掲載。

注三 岸熊吉「正倉院の建築」（『寧楽』一二）正倉院史論所収、一九二九年、寧楽

発行所）にその古文書の翻刻が記載されている。原本は調査をしたが、その行方は判明しなかった。絵図の下方にあったという簡条書きの書き下し部分を転載する。

〔見分差図〕 ○『寧楽』一二 正倉院史論（五八頁）所収

東大寺三倉 但小棟作之叉庫

（中略）

此分新敷相見申候故寺僧ら承申候へバ慶長年中之

御修覆ニ而モ可有御座旨被申候

元禄第三^庚午年九月朔日見分ノ上ノ差図

玉井 与左衛門

福井 小右衛門

太田 彦六

（別紙張紙）

屋根瓦之様子貳拾間斗脇ヨリ見申候ニ損ジ様差而

去年ヨリ悪敷見へ不申候得共少々瓦も退軒瓦杯も去

年ヨリハ落申候惣而此御蔵ハ宮社同前ニ寺中ヨリ崇

敬仕候故上へ上リ見申儀ハ難成遠方ヨリ之見積ニ而

委細之義ハ見へ不申候

注四

これも前出の岸熊吉氏の論考に記されるが、絵図そのものは実見できていな

い。論考には「東大寺及び奈良県庁所蔵記録絵図」とある。以下、その修

理箇所についての記述を転載する。

〔記録絵図〕 ○『寧楽』一一一 正倉院史論(六〇頁) 所収
下の重

一、床下の丸柱所々にて式拾三本埋木筋はぎをなし鐵の胴輪廿三個をはめた。

一、土台の鼻廿四本共腐朽の個所は切継筋はぎをなし包板を大釘打とした、又土台鼻廿四本共銅黒板包にした。

一、北倉中の間、中倉両端間、南倉北の間の土台下に指物を入れた。

一、北倉中の間後寄にて二枚、中倉中央入口に近い所で二枚、同じく西南の隅で一枚敷板を取替た。

二階

一、北倉にて九本、中倉にて五本、南倉にて八本の間柱(際柱)を補足し、又中倉の裏側の両端の柱の根継をした。

一、中倉の北の間前寄の所の敷板式枚取替た。

三階

一、北倉にて十一本、中倉にて三本、南倉にて六本間柱を補足した、中倉の北の間前寄にて敷板一枚取替た。

其他土台外包の雨覆、校木のはぎ木埋木など各所に亘って施された。

注五 注一に前出の史料による。杉本神社の修理費用が銀七百目であったことがわかる。天保期の史料にも修理費用があり、その差を比較することができる。

注六 〔天保四年十月十八日正倉院御開封之記〕 ○東大寺図書館 薬師院文書

一、今年三倉御開封之故者、元禄六癸酉年五月十六日御開封以来、至今年迄凡年曆百四十一年故、御倉及破損之旨、從

寺務宮以南曹弁被経 奏聞、則為被加御修理、勅使申下、御開封之儀式、于時天保四癸巳年龍集十月十八日定日也、

(中略)

天保五甲午年十月廿五日、京中井主水手代三倉為御修理見分被来由、御開封後是迄何之沙汰も無之、此度從江戸御入用取調方大森善四郎・御普請方

北村勝之助、右兩人并中井主水手代兩人当月廿一日南都着、廿三日・廿四日・廿五日御倉見分有之、江戸御役方之衆旗本之由、一人ハ鎗志筋見ヘタリ、天保六乙未年八月、

三倉御普請来月ヨリ始ル由、御後見清涼院内沙汰アリ、九月十日、御普請木作始、

十八日、三倉^{東側}飯屋ノ前二大工小屋三ヶ所・役人^(ママ)結所一ヶ所見当、今日ヨリ御倉四方へ松丸太足代建、大工日雇ノ者自京都請負之由也、

(中略)

天保七丙申年正月、昨未年十二月廿五日切^{廿一日}三倉御普請自今日始ル、一、奉行梶土佐守 御倉辺へ毎々見分ニ被参由、

二月三日、御倉御屋根瓦フキ掛、西側
十四五筋、南北^東西之隅追々、

(中略)

四月十五日、清涼院へ見廻、御開封之御沙汰不被為 在候哉、尋試申所、三月十四日從公儀 三倉并飯屋

等引渡有之候所、同月十八日内々從所司代当奉行所へ入魂引渡之義ハ先飯渡ノ趣年預所へ而又入魂内実ハ御普請成就ノ義江戸窺ニ相成候よし、同院内沙汰あり、

五月十九日、年預所々回章到来、

来ル廿三日正倉院御修覆出来榮為見分、御目附小出丹宮殿・御代官小堀主税殿御越有之候間、各手取之場所掃除御申附可被成候、

廿一日、清涼院へ見廻、

三倉御修覆成就二付、明後廿三日於四聖坊立合場所として、公儀よりの役人兩所奉行梶野土佐守被出候節、御寺務家司代正法院被罷出候様、同院々被申聞、

御目附旅宿念珠院、御代官旅宿華嚴院也、
廿三日、三倉御目附御代官奉行三方見分相濟、奉行々惣持院寺中惣代へ

三倉并仮屋等被引渡、但シ於四聖坊京都所奉行御三方此度新調之
杉箱二入御宝物類拜見且見分、

(中略)

六月三日、雨、正倉院鎮守社上遷宮 六月三日
日時勘辰

十五日・十六日・廿日ノ由、

(下略。なお閉封は六月二十日)

注七 前掲の岸熊吉氏の論考にその翻刻が掲載されている。

〔南都東大寺正倉院御修履鎮守社新造共仕様請切代銀請取帳〕

○『寧楽』一二 正倉院史論(六三頁) 所収

(奈良県庁所蔵文書に拠る、とある)

一、正倉院桁行十七間三階建屋根本瓦葺小棟造り葺詰式軒繁垂木内室造り出
居桁舟木升形有軒高四間一尺床か高九尺軒出二間四方廻り中仕切共床
か上より畦羽目入口戸前三ヶ所有之屋根大破に付瓦取切ろし内室木道
具の内取解舟肘木之内取替束並杮木共古木宜所切抜入足式重梁繫梁之
内取替扱首束扱首杮束取付直棟桁母屋桁切繼隔脇四方出居桁之所刻木
枕木等入足屋堅め打隅木取付直木負茅苧之内取替所々鏝掛堅め仮粧垂
木裏板木口裏甲瓦座敷木舞野裏板面戸板共之内取替取付直瓦足留り木
縄巻にしめ打立屋根本瓦葺足瓦骨直棟包鬩斗瓦十二返
丸瓦一返足瓦包直内側隅柱
取替間柱添柱共入足内側畦羽目え控木鏝打堅め明透之所目板打並埋木
床か拭板明透目板打足北倉三階拭板之内取替取付直北側畦羽目之内取
替鏝掛堅め外側所々朽損矧木並埋木入口三ヶ所錠前之鞘木兩脇方立共
取替土台鼻包銅不足仕足緑青吹仕直惣体床か拭板束入口扉廻り共灰汁
湯洗内廻り柱畦羽目拭ふき外廻り軒裏共払掃除南之方地形置土踏め同
所西之方に有之用水溜池長六間
中二間水替干池底埋り土堀浚其外損所物軒足代
洗足代棧橋繩結梯子共掛払脚立敷之板差出共

一、鎮守社桁行六尺六寸
梁行三尺九寸

(中略)

一、御修復中傍爾杭損料物に而差出出来後廻り掃除等迄仕候
一、工数千五百人 大工

此銀三貫三百拾五匁

但一人付三匁

一、人数九百拾六人半

諸手伝

此銀一貫八十式匁分八厘 但一人一匁式分九厘

内

人数八百八拾四人

大工手伝

人数三拾式人半

揚ヶ方手伝並菅掛おろし手伝共

材木方

一、三本 小節長七尺八寸
一尺四方

入口錠前之鞘木取替三ヶ所分

代銀百八拾匁

但一本に付六拾匁

(中略)

材木方

銀ノ八貫五百式匁六匁八分五厘

(中略)

鍛冶方

銀ノ式貫六百八拾一匁六分四厘

瓦方

一、七千式百八拾五枚平瓦
丸瓦

屋根足瓦

代銀式貫百八拾五匁五分

但拾枚付三匁

◎以下補足瓦として唐草・巴瓦三六枚、二の平瓦一八枚、鬩斗

瓦五一二枚、棟瓦三二枚、面戸瓦四七枚を挙げてゐる。

(中略)

瓦方

銀ノ三貫五百九拾六匁七分

(中略)

◎正倉の銀ノ式拾五貫百五拾匁五分七厘、鎮守社の銀ノ老貫五

百三拾式匁三分四厘を加えて、総工費は式拾六貫六百八拾式匁九分壹厘となる。

右者南都東大寺正倉院御修復鎮守社新造共私共御請負申上御吟味を請念を入仕立差上申候付代銀不殘御渡被下慥奉請取相濟申候処仍如件

天保七申年九月

内侍原町

請負人 大工 善 助 印

小川通竹屋町上ル町

請人 鍵屋 治 兵 衛 印

御奉行様

注八 第五章第一節四及び図版写真真265参照。

注九 〔南都東大寺正倉院四拾分一之図〕 ○京都府立総合資料館 中井家文書

墨書きにて建物の桁行立面・断面図と主要寸法を描き、南倉小屋内に朱書きで枯木を記入する。また、校木の天端の平らな面の中心に朱線で中心線を記入している。図版写真真240も参照。

一連の図と思われるものに、平面図、小屋伏図、あるいは屋根伏図などが存在する。このうちこの立断面図には「天保七年」の記があるので、これらは一連、天保期の修理計画図であると考えられる。

注一〇 〔正倉院小屋組 七歩老間〕 ○京都府立総合資料館 中井家文書

墨書きにて小屋伏図を書き、朱書きにて枯木を挿入し、母屋桁の取替位置などを記入する。小屋梁を追加しようとした跡もあるが、消されている。図版写真真243も参照。

注一一 〔南都東大寺正倉院絵図〕 ○京都府立総合資料館 中井家文書

墨書きにて一階、二階、小屋裏の平面図を描き、朱線及び朱書きにて修理箇所を示す。図版写真真242も参照。

これと同じ図で修理箇所の記入を校正した図や下書きが存在することからこの図が清書本と思われる。

注一二 〔明治十三年正倉院録（内務省博物館）〕 ○宮内庁宮内公文書館

第一号 奈良東大寺正倉院宝庫中御物陳列戸棚架設

其ノ他造作ノ儀太政大臣ニ伺定並會計局ト照復ノ件（二月）

（中略）

（博物館第六十一号）

明治十二年十二月十六日 博物館長町田久成（印）

（中略）

正倉院庫中造作之義伺

奈良東大寺正倉院宝庫之義ハ古来ヨリ倉庫修補之時ニ非サレハ開蔵セス然ルヲ明治五年御開封御物照檢之舉アリ同九年ヨリ毎年御開封有シ其都度出納取扱ノ為メ物品損傷セルモノ不少甚タ遺憾ノ至リニ付右庫中ニ更ニ別紙画面ノ如キ棚架ヲ造リ其中ニ物品ヲ陳列シ硝子戸ヲ以テ之ヲ掩ヒ安置ノママ展覽相成致様致シ度依テ太政官へ御上申案並ニ費目概算画面共相副
此段相伺候也

太政官へ御上申案

古昔ノ事ヲ搜索スルニ当時ノ文書及ヒ器財等ノ類ニ拠テ以テ其ノ情実ヲ知ルコト多シ而シテ其ノ文書器財或ハ水火ノ災ニ罹リ或ハ賊ノ為メニ掠メラレテ今日ニ遺存セルモノ極テ尠シ茲ニ大和国奈良東大寺正倉院宝庫ニ納ムル処ノ御物タルヤ聖武孝謙二帝ノ御遺物ナリ其ノ他藏スル所モ亦皆千有余歳ノ星霜ヲ経タル古物ニシテ実ニ希世ノ珍宝ナリ而シテ其ノ宝庫タルヤ奈良朝ノ創立ニ係リテ当時ノ校倉ノ制法ヲ見ルモ亦以テ足ル可キ者ナリ且ツ此ノ宝庫ハ昔時ヨリ朝廷コレヲ

封スルヲ例トセリ故ニ此ノ宝庫ヤ其ノ修補ノ際ニ方テ開封ス然ラサレバ開カズ其ノ之ヲ開緘セシコトハ建久四年ヨリ維新前ニ至テ僅ニ二十四五回ニ過キズ故ニ其ノ蔵セル所ノ物品手沢ノ歴サルヲ以テ大概古色ヲ有セス新製ノ物ト彷彿タルモノアリ然ルヲ明治五年ノ御開緘已來屢々御開封ニ相成或ハ奈良博覽会場ニ陳列ヲ許サレ此ニ至テ始メテ人民之ヲ拝觀スルコトヲ得タリ之ニ困テ近年工匠ノ模範ヲ之ニ取り百工ノ進歩ヲ誘ヒシモ亦不尠然リト雖モ御物ノ出納往年ニ比スレハ屢數ニ及ヒ之ガ為メニ損傷ヲ醸スルモノ亦尠カラス如何トナレバ其ノ宝器ヲ展觀セントスルニ当リ倉庫中ニ排列スルコトヲ得サルヲ以テ其都度悉ク之ヲ庫外ニ運搬シテ之ヲ披キ又函中ニ入テ再ヒ庫中ニ納ム斯ノ如ク唯一見ノ為メニ屢々之ニ手ヲ觸ル、ヲ以テ遂ニ損傷セザルヲ得ス必竟其保護ノ体裁タ、サルノ為ス処ニシテ不堪愛惜ナリ故ニ之ヲ保護スルノ方法ヲ設ケ永存ノ余備ナキヲ得ズ熟考スルニ彼ノ倉庫中ニ別紙函面ノ如キ棚架ヲ造リ此内ニ御物ヲ排列シ硝子障子ヲ建テテ以テ戸外ヨリ觀覽セシムベシ然ル時ハ其都度運搬セザルガ故ニ将来損傷ノ患ナク永ク保存スベシ依テ右棚架其他經費等取調別紙ニ記載致候間別途御出方相成度御詮議之上御裁可相成度此段相伺候也

(朱) 伺ノ趣聞届候尤費用概算高ノ内官員旅費ノ三項合金五百式円八拾錢ハ各本務ノ序ヨリ仕払フヘキ費途ニ付之ヲ除キ殘數八千式百五拾九円別途可下渡候条大藏省ヨリ可受取事

明治十三年一月二十九日 (右大臣岩倉具視印)

(中略)

正倉院庫中造作之儀伺

古昔ノ事ヲ搜索スルニ當時ノ文書及ヒ器財等ノ類ニ拠テ以テ其ノ情実ヲ知ルコト多シ而シテ其ノ文書器財或ハ水火ノ災ニ罹リ或ハ賊ノ為メニ掠メラレテ今日ニ遺存セルモノ極テ尠シ茲ニ大和国奈良東大寺正倉院宝庫ニ納ムル処ノ御物タルヤ聖武孝謙二帝ノ御遺物ナリ其ノ他蔵スル所モ亦皆千有余歳ノ星霜ヲ経タル古物ニシテ實ニ希世ノ珍宝ナリ而シテ其ノ宝庫タルヤ奈良朝ノ創立ニ係ルヲ當時ノ校倉ノ制法ヲ見ルモ亦以テ足ル可キ者ナリ且ツ此ノ宝庫ハ昔時ヨリ朝廷コレヲ封スルヲ例トセリ故ニ此ノ宝庫ヤ其ノ修補ノ際ニ方テ開封ス然ラサレハ開カス其ノ之ヲ開緘セシコトハ建久四年ヨリ維新前ニ至テ僅ニ二十四五回ニ過ギズ故ニ其ノ蔵セル所ノ物品手沢ノ歴サルヲ以テ大概古色ヲ有セス新製ノ物ト髣髴タルモノアリ然ルヲ明治五年ノ御開緘已來屢々御開封ニ相成或ハ奈良博覽会場ニ陳列ヲ許サレ此ニ至テ始メテ人民之ヲ拝觀スルコトヲ得タリ之ニ困テ近年工匠ノ模範ヲ之ニ取り百工ノ進歩ヲ誘ヒシモ亦不尠然リト雖モ御物ノ出納往年ニ比スレハ屢數ニ及ヒ之ガ為メニ損傷ヲ醸スルモノ亦尠カラス如何トナレハ其ノ宝器ヲ展觀セントスルニ当リ倉庫中ニ排列スルコトヲ得サルヲ以テ其都度悉ク之ヲ庫外ニ運搬シテ之ヲ披キ又函中ニ入テ再ヒ庫中ニ納ム斯ク如ク唯一見ノ為メニ屢々

之ヲ手ヲ触ルルヲ以テ遂ニ損傷セサルヲ得ス必竟其保護ノ体裁タタサルノ為ス処ニシテ不堪愛惜ナリ故ニ之ヲ保護スルノ方法ヲ設ケ永存ノ予備ナキヲ得ス熟考スルニ彼ノ倉庫中ニ別紙図面ノ如キ棚架ヲ造リ此内ニ御物ヲ排列シ硝子障子ヲ建テテ以テ戸外ヨリ觀覽セシムベシ然ル時ハ其都度運搬セザルカ故ニ將來損傷ノ患ナク永ク保存スベシ依テ右棚架其他經費等取調別紙ニ記載致候間別途御出方相成度御詮議之上御裁可相成度此段相伺候也

明治十三年十二月廿日 内務卿伊藤博文

太政大臣三條実美殿

注一三 (明治二十三年正倉院録(帝國博物館)) ○宮内庁宮内公文書館

第三号 宝庫屋根修繕ノ件 (五月)
(帝國博物館第七十六号)

明治廿三年二月七日 帝國博物館総長(花押)

(中略)

正倉院宝庫屋根修繕之義伺

正倉院宝庫屋根瓦ムラ下り箇所出来此俣差置候ハハ瓦土ニ雨水滲入シ土居葺ヲ朽腐セシメ遂ニ垂木ニ及ボスノ患モ有之此際右之箇所惣体瓦取卸シ在来土居葺上ニ増葺ヲナシ取卸シタル古瓦ヲ以テ葺直シ(尤不足ハ新調シテ之ヲ補ヒ)候ハハ格別旧觀ヲ改メスシテ修繕シ得ル義ト被考レ其費用凡千參四百円ヲ要シ候見込ニ候得共實際其職之者ヘ見積ラセ候ハハ幾分力相減スヘクニ付奈良在住植村書記心得ヘ費用取調方相達可申卜存候

就而者右費用之義当年度ニ在テハ一廉百円以上之營繕ハ別途上請之筈ニ相成居候得共当年度宝器保存費目下ノ残余千貳百餘円有之候ニ付右ヲ以テ支弁致シ若シ不足之節ハ来年度ノ經費内ヲ以テ支弁候様可致候此段稟議候也

(中略)

正倉院御屋根瓦葺換仕様積り書

(中略)

上屋并足場其分入用所

(中略)

足瓦見込

一 大丸巴瓦

五拾本

代金七円貳拾五錢

但し壹本
金拾四錢五厘

一 大丸瓦

千本

代金五拾五円

但し壹本
金五錢五厘

一 平唐草

百枚

代金拾壹円五十錢

但し壹枚
金拾壹錢五厘

一 大平瓦

五百枚

代金貳拾七円五拾錢

但し壹枚
金五錢五厘

一 鬮斗瓦

千五百枚

代金六拾七円五拾錢

但し壹枚
金四錢五厘

但し瓦各種裏ニ明治廿三年修補ノ文字

彫ス

瓦代金合計金百六拾八円七拾五錢

右之通積り明細相違無御座候此代金ニ而御用被命恐々充分入念来ル五月

十日迄ニ急度成工可仕候也

明治廿三年二月廿四日

大和国添上郡奈良町大字雜司

上田嘉六（印）

帝室博物館御中

注一四（明治三十三年六月 日記） ○東京国立博物館

六月十日晴

正倉院陳列棚取広工事ノ為メ御開封ニ付

杉御物整理掛長稲生御物整理掛淡近宮内属

奈良へ出張

六月十一日午前雨午後曇

東園侍従同上ニ付斎藤侍従属ヲ従へ出張稲

生整理掛淡近属奈良到着

同 十二日晴

東園侍従杉掛長奈良到着

同 十三日快晴

午前十時杉掛長東園侍従御開封奉仕相済

直々田中宮内大臣徳大寺侍従長へ電申ス統テ

北中両倉ノ二階陳列棚御物ヲ夫々収納シ取

広工事へ着手ス午後六時廿分閉扉

六月十四日 晴

午前八時開扉工事頭南倉二階 陳列 御物般助工事

ニ着手ス午後五時五十分閉扉皆中倉階下

・黄熟香外箱（長）元禄六年八月七日 同倉三階へ収納ス
（櫃）調製之分

六月十五日晴金曜日

午前八時十分開扉工事午後五時四十分

閉扉

六月十六日晴土曜日

午前八時十分開扉午後六時三十分閉扉

六月十七日 日

午前八時十五分開扉午後六時四十分閉扉此日

中倉階下へ中棚式個ヲ納ム

六月十八日月曜日快晴

午前八時開扉午後六時五十分閉扉

六月十九日火曜日 快晴

午前八時五分開扉午後七時閉扉

六月廿日 水曜日 快晴

午前七時半開扉午後七時閉扉是日中南両倉

階下棚御物取片付工事ニ着手ス

六月廿一日 木曜日 快晴

午前七時三十分開扉午後七時閉扉此日北倉階上

棚工事落成

六月廿二日 金曜日 快晴

午前七時三十分開扉午後七時閉扉中倉階上棚

落成

六月廿三日 土曜日 快晴

午前七時三十分開扉午後七時閉扉南倉階上及
中南倉階下左右棚悉皆落成

六月廿四日 日曜日 快晴

午前七時半開扉午後七時十分閉扉

雨

六月廿五日 月曜日

六月廿六日 火曜日 晴

午前八時開扉中倉南倉御物午後五時半閉

扉

注一五 (明治十三年正倉院録(内務省博物館)) ○宮内庁宮内公文書館

(前略)

正倉院庫中造作其他費目概算

凡金八千七百六拾壹円八拾錢

内 訳

金貳千貳百貳拾円

御物陳列戸棚新調木材并ニ大工
手間銅具共
但シ尙間ニ付金六拾円

金三千三百七拾五円

同硝子障子遣イ長五尺巾三尺
磨キ硝子七拾五枚
但シ尙枚ニ付金四拾五円

金六百元

入口間仕切硝子羽目并ニ硝子戸

金三百円

二階物置所棚并ニ櫓子歩、板費用

金五拾円

入口上り段并ニ歩、板足代費用

金七百五拾円

陳列棚引物白綾長曲尺七十五
丈裏唐木綿仕立代共

金五百円

但シ尙尺ニ付金壹円

金百円

御物外箱裏物新調

金百四拾四円

庫中掃除人足并ニ御物運送人足
大紋縁上ハ敷壹百八拾帖
但シ尙帖ニ付八拾錢

金貳百拾八円

判任尙人往返尙度並旅行式拾六
泊滞在貳百日旅費

金七拾貳円

同奈良近傍出張旅費並旅行式拾四泊
縣官式人往返滞在貳百日
旅費

金貳百拾貳円八拾錢

奈良博覽会社員三人貳百日
日当

金百八拾円

但シ尙日ニ付金三拾錢

金四拾円

小使尙人貳百日雇日当
但シ尙日ニ付金貳拾錢

注一六 板厚の調査や製造年代の可能性及び板ガラスの製造方法などは旭硝子株式

会社の磯崎敏正氏に「ご教授いただいた。

注一七 (大正十年 正倉院録(東京皇室博物館)) ○宮内庁宮内公文書館

第一号 正倉院宝库屋根修繕ノ件(九月)

(官房調査秘一七号)

皇室博物館総長

大正十年三月三日第二七六号ヲ以テ上申ニ係

ル正倉院宝库屋根修繕ノ件本月三日勅裁アラ

セラル

右相達ス

大正十年四月五日

宮内大臣子爵牧野伸頭

(中略)

正倉院宝庫及聖語藏屋根修繕ノ

件ニ付 卑見 技手 安田孝雄

一、奈良ヨリノ上申書ヲ見ルニ、昨年其ノ屋根ヲ檢シタル際東流レ其他古瓦ヲ用ヒテ修繕ヲ加ヘタル部分ニ於テ壹百七個ノ破損アリ、近日更ニ之ヲ檢スルニ破損ノ數俄ニ數百枚ヲ増シ居リ年一回ノ外開扉セサル本庫ノ破瓦ヲ忽漫ニ付シ置キテハ何時雨漏ヲ催セルヤヲ知ル事能ハス、為メニ大害ヲ宝物ニ及ホス事ナキヲ保シ難キヲ以テ本工事ヲ要スルノ主意ナルカ如ク、尚追書ヲ以テ經驗ニ依ルニ破損ハ古瓦尤モ多キヲ數フルカ故ニ全部新製瓦ニテ葺替ユルヲ可トナセリ、之ヲ昨年十一月中本庫屋根雨漏調査ノ為出張シタル宮内技師菊地 白ノ復命書ニ徵スルニ、前記上申書ノ古瓦破損壹百七個中ノ参分ノ壹弱（三十三枚）ハ新瓦ニシテ其ノ數量表ニハ単ニ東西南北、各側ノ破數ヲ挙ケタルノミナレハ一見古瓦ヲ以テシタル東側ニ破損ノ多キヲ見ルモ、之ヲ更ニ精細ニ屋根坪ヨリセハ東西ノ面積ハ南北ノ約四倍ニシテ前者ノ破數四ハ後者ノ壹ニ比例シ全屋根ニ於ケル破瓦ハ却テ新瓦ヲ以テシタル北側ニ於テ最大ニシテ、瓦ノ強弱ハ新古ニアラス、日光ノ直射ヲ受クルノ量ニ正比例スル事分明ナリ、又其ノ壹百七個ハ大破セルモノ外ニ少損少ナカラストアリ、上申書中近日ノ檢數更ニ數百ヲ増セシトアルハ恐ラクハ此ノ少損ヲ加算シタルモノニシテ、僅々半閏年ニシテ如斯破數ヲ増加スル事ハ、或ハ昨冬ノ寒氣絶大ニシテ其影響スル処独リ本庫ノ屋根ノミナラス他ニ同事象ノ歴然トシテ之ヲ証スヘキモノアラハ知ラス、然ラサレハ他ノ原因ヲ以テシテハ瓦ノ経歴上絶無ノ事タリト言フヲ憚ラス、然ラハ大正二年ノ大修理ヨリ六年半ノ間ニ於テ全瓦數約参万式千余ニ対シ僅ニ數百ノ破瓦

ヲ生シタルハ普通ノ現象ニシテ毫モ怪シムニ足ラス假令明年新瓦ニテ葺替ユルモ明後年ニ到ラハ老年ノ古瓦タリ若干ノ破瓦ヲ見ル亦絶体ニ免カルヘカラス、上申書ノ破瓦ヲ忽漫ニ付シ置キ云々ニ就テハ、瓦屋ハ葺當時ノ下地構造ト年代ヲ知りテ外觀ヨリ少シク注意セハ瓦ノ列座ニヨリ漏雨有無ノ程度ハ知ラルヘク、刺替ヘノ瓦ヲ予備シテ年々其ノ小破ヲ手入シツツアラハ其ノ下地ニ依ル予定ノ年齢ヲ完全ニ保持セシムル事難キニアラス、六年ノ長キ之ヲ放置セシハ瓦屋保存ノ根本ニ於テ已ニ誤レリ、本庫ノ如キハ修理ノ都度補足セラレタル歴代ノ多様ナル瓦ヲ戴ク事モ又歴史上ニ於ケル本庫ノ価値ノ一部ナレハ、今一時ニ全瓦ヲ替ヘテ之ヲ不具のナラシムルハ寧最後ノ手段ニシテ輕々ニ処スヘキニアラス、復命書ニ依レハ其ノ土居葺ハ樑ノ二分厚長一尺二寸ノ扮板ヲ二寸足ニ葺キタルモノナレハ未タ葺替ヲ要セサルヘク、復命書意見ノ如ク今回ハ補修ノ程度ニテ可ナラムト思考ス、尚復命書ノ南倉階下柱ノ乾腐及各所繫結用ポールトノ締直シニシテ建物ノ外部ヨリ施工シ得ラルルモノハ此際、差替修繕予算ヘ追加計上セラレン事ヲ希望ス

二、聖語藏屋根葺替予算中ニ上屋根損料ナシ可ナルヤ

(終)

(東博第九一四号)

大正九年六月十一日

奈良帝室博物館長久保田鼎 (印)

帝室博物館総長 医学博士 森林太郎殿
文学博士

正倉院宝庫及聖語藏屋根修繕之儀

二付上申

正倉院宝庫ハ去大正二年大修繕ヲ加ヘラレ未タ十年ニ満タス候処昨年其屋根ヲ検スルニ東流レ其ノ他二古瓦ヲ用ヒテ修繕ヲ加ヘタル部分ニ於テ壹百七個ノ破損有之尚其後宝物曝涼開扉ノ際庫内ヲ検スルニ三階屋根裏床上雨漏ノ痕トモ覺シキモノ有之候ニ付當時不取敢上申内匠寮技師ノ出張ヲ請ヒ精細検査ノ末雨漏ノ痕跡ニハアラサル次第明瞭候得共之ヲ妥スルニ屋瓦ノ破損前陳ノ通ニシテ近日更ニ之ヲ検スルニ破損ノ数更ニ数百枚ヲ増シ居候次第有之願フニ同宝庫ハ平常閉鎖年一回ノ外開扉セサル儀ニ付屋瓦ノ破損ヲ忽漫ニ付シ置候テハ何時雨漏ヲ催フシ不知不識ノ間宝物ニ大害ヲ加フルヤモ難測甚タ痛心ノ至ニ候間来十年度ニ於テ修理被相加候様致度又同院内聖語藏ノ屋根モ近年屋瓦緩ミヲ来シ既今日大正六年ニ於テ雨漏アリ一時小修繕ヲ加ヘ其儘今日ニ至候得共是亦永ク其儘差置クヘキニアラス候間併セテ修繕被相加候様致度因テ按スルニ右両件トモ臨時費ニ属スヘキモノニ付乃来十年度予算ニ臨時費トシテ之ヲ掲上提出致度ト存候得共先以テ費用概算別紙ノ通取調一応仰高裁候也

追テ別紙宝庫修繕ハ在来ノ古瓦悉皆解下シ全部新調瓦ヲ以テ葺替ルモノト現ニ破損ノ分ノミヲ差替ルモノトノ両様ニ相積候得共経験ニ依ルニ古瓦ノ分破損尤モ多ク左スレハ未破損ノ古瓦ヲ尚其儘使用候得ハ差替修繕ノ後幾モナク又破損ヲ生

スルノ虞有之候ニ付寧口全部古瓦ヲ廃シ新調瓦ヲ以テ葺替ルノ愈レルニ若カスト存候也

注一八 本章本節第七項参照。

注一九 『国宝唐招提寺金堂修理工事報告書』（奈良県教育委員会、二〇一一年）

注二〇 第一章第二節参照。

注二一 当初は竹管で押された円形の陰刻であったと思われる。また、このときの接着剤についての分析を行っている。同章第二節第四項参照。

注二二 上原会員の論考中の参考文献を以下にまとめて記す。

浦林亮次 一九六〇年「瓦の歴史」『建築史研究』一八号

上原真人 一九八四年「恭仁宮跡発掘調査報告 瓦編」京都府教育委員会

奥村茂輝 二〇〇九年a「梅谷瓦窯の瓦」『奈良山瓦窯跡群』京都府遺跡調査報告書第二七冊

奥村茂輝 二〇〇九年b「瀬後谷瓦窯の瓦」『奈良山瓦窯跡群』前掲

菱田哲郎 二〇〇〇年「東大寺丸山西遺跡出土の瓦について」『南都仏教』七八号

平松良雄 一九九七年「正倉院事務所蔵考古資料について」『正倉院紀要』一九号

平松良雄 二〇〇一年「東大寺境内の六三〇―一六六七の出土傾向について」『東大寺成立過程の研究』（吉川真司代表の科研報告書）

平松良雄 二〇〇一年「東大寺防災施設工事・発掘調査報告書（発掘調査篇）」

福山敏男 一九三八年「東大寺の規模」『国分寺の研究』上巻（改訂増補『奈良朝の東大寺』一九四六年刊）

光谷拓実 二〇〇三・二〇〇八年「年輪年代法による正倉院正倉の建築部材の調査」『正倉院紀要』二五・二八号

吉川真司 二〇〇〇年「東大寺の古層―東大寺丸山西遺跡考―」『南都仏教』七八号

吉川真司 二〇〇〇年「東大寺の古層―東大寺丸山西遺跡考―」『南都仏教』七八号

吉川真司 二〇〇〇年「東大寺の古層―東大寺丸山西遺跡考―」『南都仏教』七八号

吉川真司 二〇〇〇年「東大寺の古層―東大寺丸山西遺跡考―」『南都仏教』七八号

吉川真司 二〇〇〇年「東大寺の古層―東大寺丸山西遺跡考―」『南都仏教』七八号

吉川真司 二〇〇〇年「東大寺の古層―東大寺丸山西遺跡考―」『南都仏教』七八号

吉川真司 二〇〇〇年「東大寺の古層―東大寺丸山西遺跡考―」『南都仏教』七八号

吉川真司 二〇〇〇年「東大寺の古層―東大寺丸山西遺跡考―」『南都仏教』七八号

吉川真司 二〇〇〇年「東大寺の古層―東大寺丸山西遺跡考―」『南都仏教』七八号